



思いを新たに

創業者・浅野総一郎は

“人間の目的は「死んだ後まで社会を益すること」を志すにある”
という言葉を残しました。

私たちは創業の志を忘れることなく、
未来に向かって歩んでまいります。



波となぎさ

Wave & Beach

C O N T E N T S



表紙写真／「久喜海づくり少年少年団」

特集1 7月豪雨における海岸漂着物について

02 7月豪雨における海岸漂着物について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室 緊急物資輸送係長 浜口 高志

特集2 国土交通省港湾局 海岸事業の平成31年度 予算概算要求について

04 国土交通省港湾局 海岸事業の平成31年度予算概算要求について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 津波対策企画調整官 熊野 哲也

特集3 広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業について

06 広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業について

中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 国土交通技官 関永 優太

TOPICS

10 「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」の改訂
(平成16年版から平成30年版へ)

公益社団法人 日本港湾協会 企画部長 鈴木 武

13 「天橋立を守る会」を海岸協力団体に指定しました

京都府商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課 主査 塩見弘幸

15 水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険の提案
—「海岸管理における保険制度研究会」の成果報告—

港湾海岸防災協議会事務局 池田 薫

17 地域における海岸美化への取組みについて

全国海岸リレー紹介

22 北海道／東北／関東／北陸／中部／近畿／中国／四国／九州／沖縄

データで見る海岸・防災

28 東日本大震災で被災した港湾・海岸の復旧状況

30 「港湾の事業継続計画」を踏まえた防災訓練の実施状況一覧

32 各地域における東日本大震災以降の想定津波の検討状況

連載コラム

34 私と海岸 親子投げ釣り教室

愛知県釣りインストラクター連絡機構 顧問 大田 豊明

お知らせ

37 「海岸保全施設の技術上の基準・同解説(H30年8月)」の出版

7月豪雨における海岸漂着物について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
災害対策室 緊急物資輸送係長 浜口 高志



7月豪雨における海岸漂着物

平成30年7月豪雨により、河川から流出し漂流したと思われる流木や漂着ゴミ等が多く海岸へ流れ着きました。今回の豪雨は広範囲に渡っており、港湾局所管の海岸（以下、港湾海岸）では、富山県、三重県、鳥取県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県から被害報告を受けました。

港湾海岸毎の漂着量（県からの報

告値）は図-1の通りです。なおこの数値は漂着状況から算定した概数であり、処分に当たって、集積、圧縮等を行う事により値が変わります。今回の災害における漂着状況の写真を、写真-1、写真-2に示します。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業制度について

海岸に漂着した流木や漂着ゴミ等が異常に堆積し、これを放置すると護

岸や堤防等の海岸保全施設の機能を阻害する場合があります。そこで、国土の保全や民生の安定と目的として、緊急的にこれら流木等の処理費用の1/2を海岸管理者へ補助する制度（災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業制度（以下「流木災」））があります。

1) 港湾海岸における採択基準について

流木災の採択基準は以下の通りとなります。

- ① 港湾に係る海岸保全区域内に漂着したもの
- ② 堤防等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの
- ③ 漂着量が1,000m³以上のもの。

なお、原則として一般公共海岸の流木等の処理は補助対象となりませんが、上記②の規定により、海岸保全区域に漂着した流木等と連続して漂着し、かつ海岸保全施設から1km以内の流木等については補助対象となります。

また、本事業の対象となる流木等の漂着が複数の海岸に渡る場合は、関係者が協同して一体的・効率的に処理することができます。具体的には、海岸の所管に関わらず、漂着量の合計が1,000m³以上であれば補助対象となります。この場合、一の事業主体の補助対象となる事業費は200万円が条

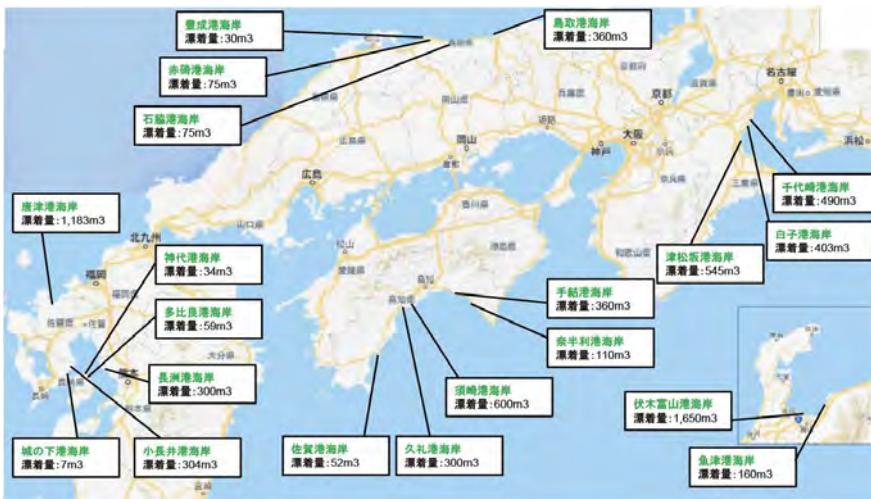


図-1 平成30年7月豪雨における港湾海岸への漂着状況（平成30年7月末現在）



写真-1 伏木富山港海岸への漂着状況



写真-2 城ノ下港海岸（長崎県）の漂着状況

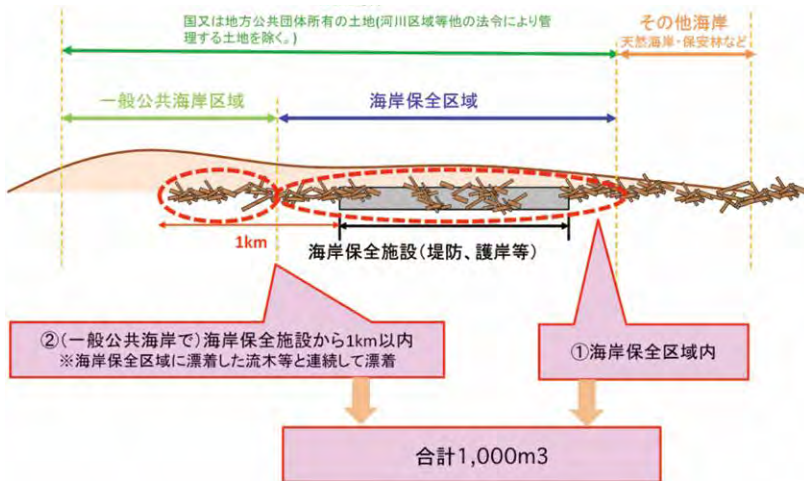


図-2 流木災の採択基準のイメージ①

件となります。

また、上記「複数の海岸」については、以下の通りとなります。

1. 一又は複数の都道府県内における一の沿岸区分内の複数の海岸
2. 一又は複数の都道府県内における連続する複数の沿岸区分内の複数の海岸

3. 一又は複数の都道府県内における海峡等を挟んで対面する沿岸区分内またはそれと連続する沿岸区分内の複数の海岸。

採択基準における漂着量は、一発生原因当たり(〇月〇日洪水、台風〇号等)1,000m³以上が原則となりますが、発生原因が連続して生じた場合

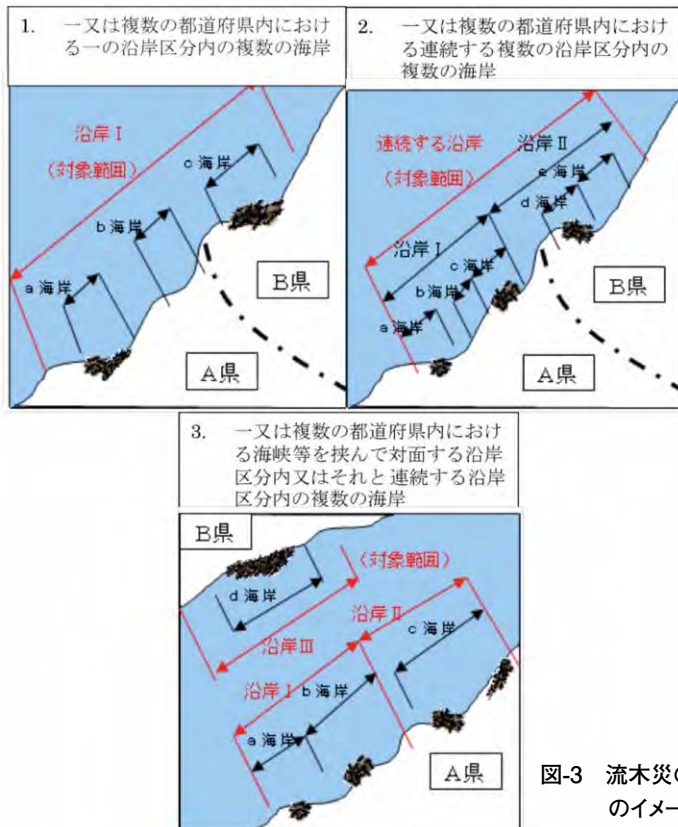


図-3 流木災の採択基準のイメージ②

は累積することが可能です。

2) 応急措置について

事業の採択前に、流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、これを放置することにより、背後の人家、公共施設、農耕地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、港湾局海岸・防災課と打合せの上、応急対策が実施できます。

3) 制度の拡充について

これまで、海岸管理者が流木等の処理を行う場合、流木等が採択基準である1,000m³に達した後でなければ流木災として申請することが出来ませんでした。この場合、流木等を放置することにより砂浜に埋没するなど、非効率な処理となる可能性がありました。

これに対して、流木等の処理を効率的に実施するため、1,000m³未満の時点でも漂着流木等の処理の着工が可能となるよう、昨年度(平成29年度)に制度を拡充しました。なお、あくまでも早期着工を可能とするものであり、1,000m³以上という採択基準を変更するものではありません。そのため、結果的に1,000m³に満たない場合は補助対象とはなりません。

4) さいごに

毎年の台風や豪雨等により港湾海岸においても毎年のように漂着流木が発生しております。港湾局としても、海岸保全施設の良好な保持のため、この制度を活用した応急的な漂着流木等の処理を支援していきます。

また、採択基準を満たせば、複数の海岸管理者による申請も可能なため、被害があれば前広にご相談ください。

国土交通省港湾局 海岸事業の 平成31年度予算概算要求について

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
津波対策企画調整官 熊野 哲也



概算要求の基本方針

国土交通省港湾局の海岸関係の平成31年度予算概算要求にあたっては、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）（以下、「骨太の方針」という。）」に基づき、大規模地震・津波や高潮など自然災害に対する防災・減災対策の推進に必要な予算、特に、南海トラフ地震・津波対策の推進に必要な予算を要求します。

概算要求の内容

平成31年度予算概算要求においては、津波・高潮等による被害からの背後地の防護や冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした侵食対策を推進するため、一般会計予算117億円（対前年度比1.20）を要求しています。その内訳は、「通常枠」として88億円、「推進枠」として29億円となっています。「推進枠」については、「骨太の方針」等を踏まえ、切迫性の高い南海トラフ地震・津波対策に備えるため、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」における堤防や護岸の嵩上げ、耐震・液状化対策及び水門・陸閘の自動化・遠隔操作化等の推進に必要な予算を要求しています。



図-1 新しい日本のための優先課題推進枠

上記のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を要求しています。また、海岸堤防等の復旧・整備を促進し、東日本大震災からの復旧・復興を加速させるため、復興庁計上の社会資本整備総合交付金を要求しています。



図-2 水門の整備により市街地への浸水を防護:和歌山下津港海岸



図-3 護岸の嵩上げにより背後の市街地を防護:広島港海岸



図-4 侵食対策による砂浜の回復と賑わいの創出:新潟港海岸



新規制度要求 (海岸省庁共同要求)

新規制度要求として、以下2件を要求しています。

『既存の海岸保全施設の統廃合・再編に対する支援強化』

堤防・胸壁の延長や水門・陸閘数の減少を図る防護ラインの見直しを

促進し、今後の施設の維持管理費・更新費の増加を抑制するため、見直しの結果、新たな施設の整備に伴い不必要となる施設の撤去費用を交付金*の交付対象に追加する。

『海岸保全施設の長寿命化対策促進・高度化』

施設の長寿命化対策をさらに進め、ライフサイクルコストの縮減を

図るため、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に新たに位置づけられた内容に沿って長寿命化計画を見直す場合に限り、計画の見直しに係る費用に対する交付金*による支援を今後5年間継続する。

*農村漁村地域整備交付金、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金

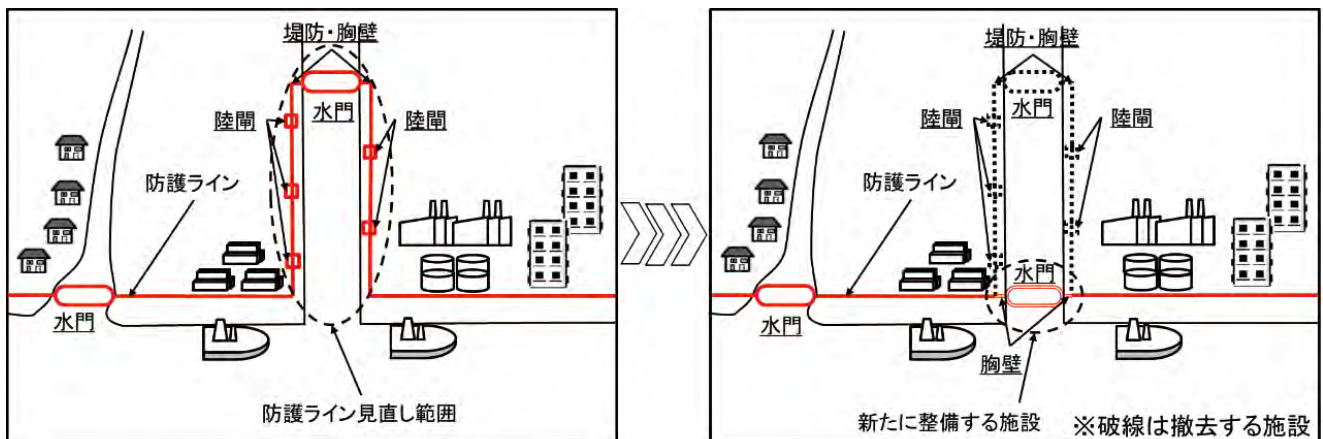


図-5 統廃合・再編のイメージ

広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業について

中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所
国土交通技官 関永 優太



1. はじめに

広島市街地は、中四国地域最大の人口や資産が集積しているが、地形的な特徴から高潮に対して極めて脆弱であり、過去から累次にわたり台風に伴う高潮によって被害を受けてきた(表-1)。

また、今後発生が予測されている大規模地震により、護岸や堤防等に著しい変動が生じ、地震後の津波による甚大な被害の発生が危惧されている。

このため平成17年度に広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業が事業採択された。(図-1)。

台風名	広島県下の被災状況		
	死者数	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)
1945 (S20) 枕崎台風	2,558	24,168	28,358
1952 (S26) ルース台風	166	5,726	17,863
1991 (H3) 台風19号	6	3,005	9,162
1999 (H11) 台風18号	5	141	1,033
2004 (H16) 台風16号	0	1,379	5,799
2004 (H16) 台風18号	5	860	3,128
2005 (H17) 台風14号	0	240	1,741
2007 (H19) 台風5号	0	1	102

表-1 広島県における主な高潮被害



写真-1 平成16年台風による浸水状況

2. 事業の目的

広島港においては、平成3年の台風19号襲来時に既往最高潮位を更新する記録的な浸水被害をもたらし、平成16年の台風16号および18号も、広島県下に甚大な浸水被害をもたらした(写真-1)(図-2)。

さらに、広島港臨海部は緩い地盤上に干拓や埋め立てにより発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域となっており、平成13年の芸予地震においても液状化被害が発生している。また、大規模地震に対する耐震性が確保されておらず倒壊の恐れがある。

加えて、既設護岸及び堤防は、昭和30年～50年代にかけて整備されており、天端高の不足に加え、コンクリートの劣化や背後地盤の吸い出し等、老朽化の進行が顕著である。

したがって、本事業は、不足する施設天端高の嵩上げを行い、高潮・津波による越波を防護するほか、地盤改良や矢板打設等を行い、耐震性を確保することを目的としている。また、老朽化対策として既設護岸や堤防の増しコン等による改良を行い、施設の延命化を図ることを目的としている。

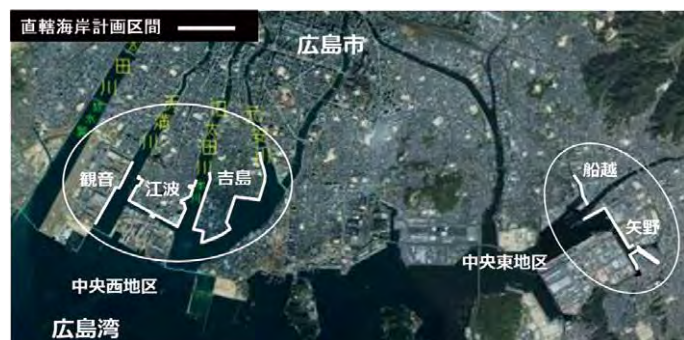


図-1 広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業位置図

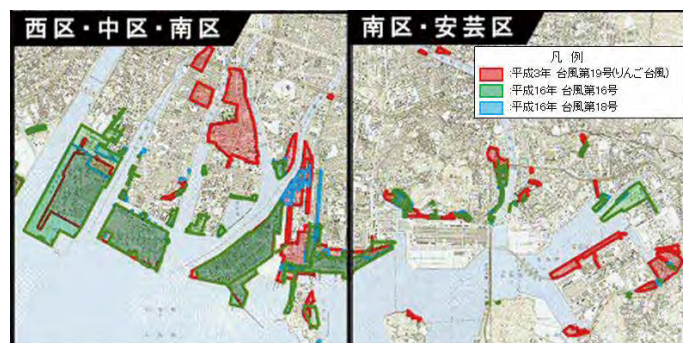


図-2 広島市の主な台風被害における台風別浸水範囲(広島市HPより)

3. 事業の概要

広島市街地の高潮対策は、国、県、市それぞれの港湾部局及び河川部局が連携して事業を実施しており、背後地域の一連防護を確保するためには、各事業の進捗の整合を図る必要がある(図-3)。このため、各組織からなる高潮対策連絡調整会議を設立し、各事業者の整備状況、事業実施予定、整備方針について連絡・調整を

行い、限られた予算の中で早期の効果発現を図ることとしている。

直轄海岸事業の整備延長は12.6kmと広範囲にわたる。中央西地区の観音、江波、吉島工区、中央東地区の矢野、船越工区において、過去に浸水被害の大きかった箇所、企業・民家が集積している箇所から整備を行っている。現在までに観音工区は完了し、江波、吉島、矢野工区において現地工事を行っているところである(図-4)。

風18号により、当該工区の護岸は崩壊し、背後一帯が浸水するなど多大な被害を受けた(写真-2)。

平成18年8月に現地着工しており、改良断面は、既設護岸の背後に、天端高を確保するための胸壁を設置し、大規模地震時の液状化により胸壁が沈下するのを抑えるため、鋼管矢板を基礎とする構造としている(図-5)。観音工区の整備は、平成23年度に完了している(写真-3)。



図-3 広島市内における事業主体別



写真-2 平成16年台風による護岸崩壊

4. 整備状況

【中央西地区(観音工区)】

観音工区は、背後に三菱重工業(観音工場)、広島ヘリポート、商業施設等が立地している。平成16年の台



写真-3 観音工区の整備中状況

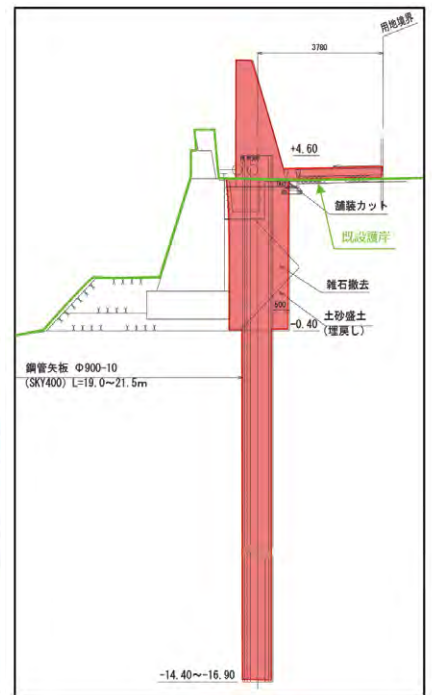


図-5 観音工区の基本断面

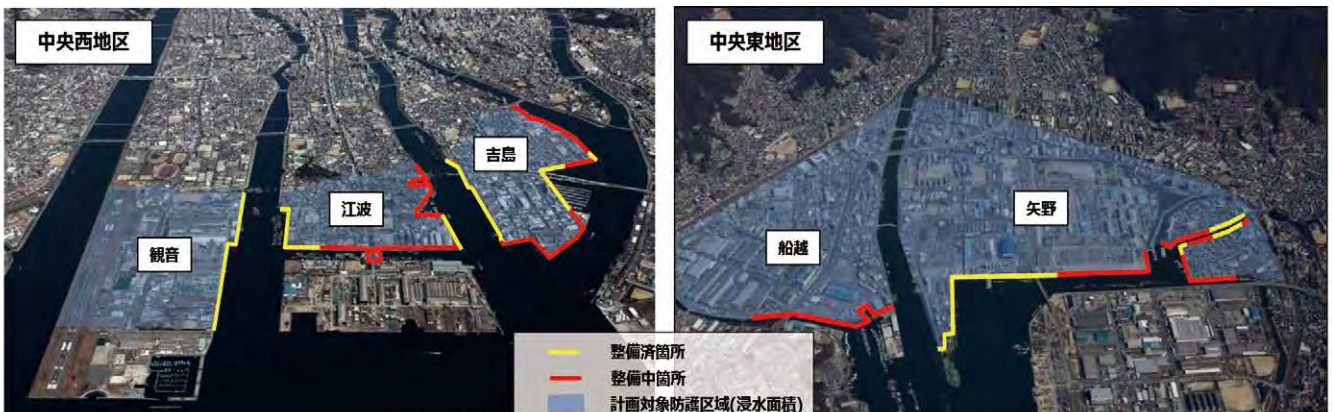


図-4 広島港海岸直轄海岸保全施設整備状況(平成29年度時点)

【中央西地区(吉島工区)】

吉島工区は、背後に住宅、小中学校、ボートパーク等が立地しており、浸水防護に加え、景観面や利用面にも配慮した整備が求められている(写真-4)。

特に、ボートパーク周辺においては、施設の魅力を向上させ、海洋レジャー拠点としてのポテンシャルを向上するべく地元住民、ボートパーク

関係者、海岸管理者、景観の専門家による検討会を設置し、景観面や利用面に配慮した整備案の検討を行った。

具体的な配慮事項は、管理用通路を遊歩道として兼用することによる動線の確保とバリアフリー化、護岸パラペットの化粧型枠によるデザイン配慮、照明設備を海域も含め広くライトアップが出来るように護岸上に

設置することなどであり、検討会での意見を踏まえた計画を立案し、整備を行った(写真-5)(写真-6)(図-6)。

ボートパーク周辺の整備は平成28年度に完了しているが、今後は吉島工区において親水空間として活用するための利活用方策や、効率的な維持管理のあり方の検討を、広島市、地域住民、海岸管理者を含めて検討を行っていくこととしている。



写真-4 吉島工区

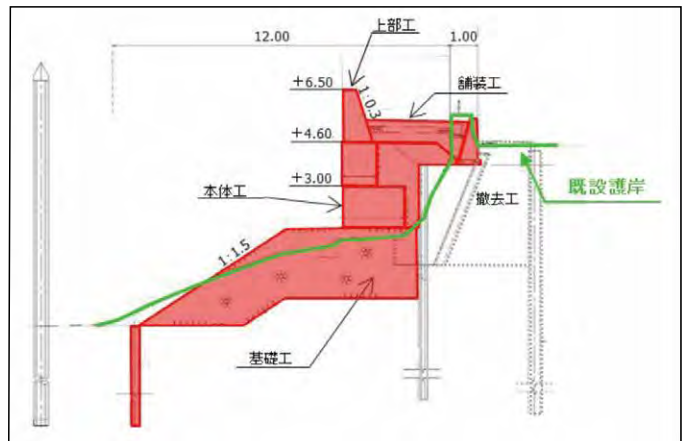


図-6 吉島工区の基本断面



写真-5 吉島工区(整備前)



写真-6 吉島工区(整備後)

【中央東地区(矢野宮下川工区)】

矢野宮下川工区は、水路の直背後に民家が密集している(写真-7)。工事の実施にあたっては、水路に架けられた橋の架け替えや、水面に張り出した建物に係る調整、作業ヤードの確保に係る調整など、地元住民の全面的な協力がなくては実施出来ない環境にあった(写真-8)。

このため、住民説明会をはじめ、事業の必要性をPRするための着工式の開催、橋の架け替えにあたっての調整や、地域イベントと連携した橋の架

け替え式、地元から公募した橋名、また橋名板設置式を開催するなど、地元住民と連携を図りながら、工事を実施している(写真-9)(写真-10)。

作業ヤードの確保については、橋の一時撤去による水路内への作業船配備や、水路内へ仮設道路を設置することにより対応した(写真-11)。

宮下川工区の施工については多くの課題があったが、地元自治会を始めとする関係者の協力により、平成30年度には全体延長の約7割が完成する予定である(図-7)(写真-12)。

5. おわりに

広島港海岸の整備にあたっては、港湾海岸という特性から、背後に立地する住民、企業、漁業関係者との密な調整、協力、連携が必須となる。

切迫性の高まる大規模地震に対して、地域の安全・安心を確保するとともに、これまでに累次に渡る浸水被害を被ってきた地元住民、事業の早期完成の期待に応えるべく、今後も、地域と連携を図りながら整備を進めていきたい。



写真-7 矢野(宮下川)工区



写真-9 地域イベントとの連携



写真-10 橋名板設置式の様子



写真-11 仮設道路の設置状況

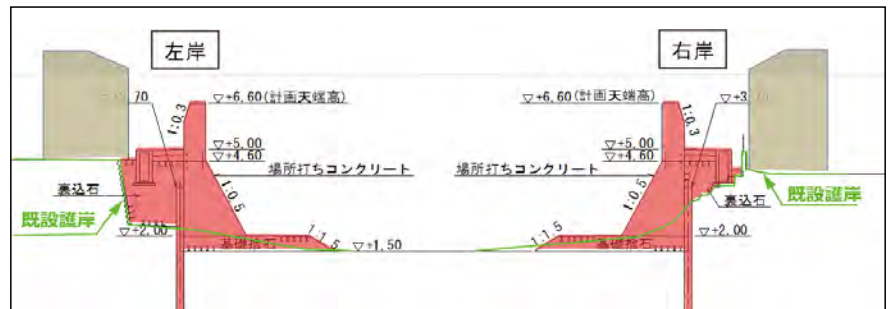


図-7 宮下川工区の基本断面



写真-8 宮下川工区の整備前



写真-12 宮下川工区の整備後

「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」の改訂(平成16年版から平成30年版へ)

公益社団法人 日本港湾協会
企画部長 鈴木 武

1. 海岸保全施設の技術上の基準・同解説の経緯

(1) 前回の改訂まで

昭和31年5月、海岸法が制定され、同法第14条に「築造の基準」が規定された。その内容の実務的な取扱いを明らかにするため、昭和33年12月、農林水産省、運輸省及び建設省の三省が共同して海岸保全施設築造基準を制定した。さらに昭和35年1月、同基準の運用についての考え方を示す海岸保全施設築造基準解説が刊行された。その後、昭和47年及び昭和62年に改訂が行われた。

平成11年の海岸法改正において、同法第14条の「築造の基準」が「技術上の基準」と改められ、また、同法第14条第3項に基づき「主要な海岸保全施設の形状、構造及び位置について、海岸の保全上必要とされる技術上の基準」が「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令(平成16年 農林水産省・国土交通省令第1号)」として定められた。それを受け、平成16年に「海岸保全施設築造基準解説」が「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」に改められて出版された。

(2) 今回の改訂の経緯

平成23年3月11日、三陸沖を震源とするMw9.0の地震が発生し、宮城、福島、茨城、栃木の4県で震度6強以上を観測するなど、東日本を中心に強い

地震動を受けた。また同地震で発生した津波が日本の沿岸に押し寄せ、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に大きな津波を観測した¹⁾。

この大きな津波によって多くの海岸保全施設が大きな被害を受けるとともに、水門や陸閘の操作に従事した人々が多数犠牲となった。施設が大きく被災した原因としては、来襲した津波が堤防、胸壁、津波防波堤等を越流した際に、被覆工の損壊、裏法尻部や壁体背後の洗掘等により、海岸保全施設の安定性が低下したこと、津波の強い波圧によって壁体が倒壊したこと等が考えられた。その状況を踏まえ、津波が堤防等を越えた場合に、それら施設が破壊、倒壊するまでの時間を長くして避難時間を稼ぎ、被害を軽減する等のために、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造の工夫をすることが必要と考えられた。同時に、施設の操作に従事する者の必要な安全性を確保したうえで、適切な操作を行うことを目指す対応が求められた。

他方、全国の海岸保全施設が整備後、供用年数が増す中で、「インフラ長寿命化基本計画(平成25年)」に基づき施設の性能を効果的・効率的に維持し、かつ防護機能や安全性を確保することが重要な課題であった。

そうした背景を以て、平成26年に海岸法、海岸法施行規則及び「海岸保

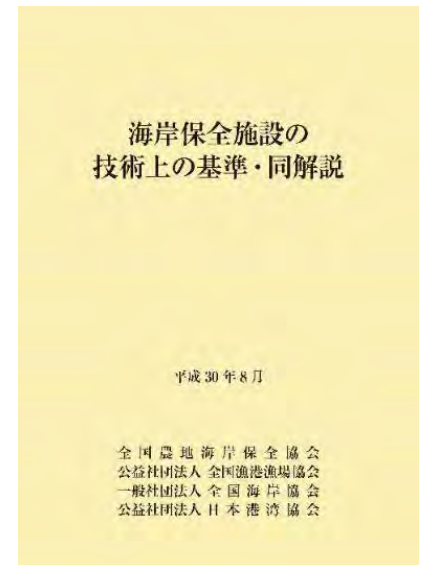


図-1 「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」の外観

全施設の技術上の基準を定める省令(以下、「基準省令」)が改正(表-1)され、翌27年には「海岸保全施設の技術上の基準について(海岸省庁局長通知)」(以下、「基準通知」)が改正された。

これらの改正と平成16年の出版からの技術の進展を踏まえて「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」を改訂することに向け、農業・食品産業技術総合研究機構(農村工学研究部門/水利工学研究領域)、水産研究・教育機構(水産工学研究所/水産土木工学部)、国土技術政策総合研究所(河川研究部及び沿岸海洋・防災研究部)と海上・港湾・航空技術研究所(港湾空港技術研究所/海洋研究領域)の4組織の研究者からなる海岸保全施設技術研究会を設

置して検討を行った。研究会では、東日本大震災の経験を踏まえた修正に加えて、海岸保全施設の設計に関する技術の進展・成熟等についても議論を行い、海岸保全施設の技術上の基準・同解説改訂レポート²⁾が取りまとめられ、それに基づいた「海岸保全施設の技術上の基準・同解説(平成30年8月)」が今般、取りまとめられた。

2. 海岸保全施設の技術上の基準・同解説における主な変更点

(1) 津波関係

東北地方太平洋沖地震による津波は、東北地方太平洋岸等において海岸保全施設の設計外力を大きく上回った。そうした状況を踏まえ、「設計を超える潮位、波浪または津波」に対

して「当該施設の背後地の状況等」を考慮して「堤防等の損傷等を軽減する構造とする」ことが基準省令に定められた。また、こうした超過外力への抵抗性を高める必要性から、「堤防等において、それと一体的に設置された根固工または樹林」が海岸保全施設に追加された。

設計津波は「原則として、数十年から百数十年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波を定める」ということが処理基準として示された。津波防波堤等の直立壁に作用する津波の波圧は、波状段波や越流の発生の有無を考慮して算定するのが良く、そのため従来から紹介されていた谷本式に加えて、修正谷本式、静水圧式を使い分けるのが良いことが解説に加えられた。

胸壁については、越流しない場合

の波力算定式として、①胸壁がない場合の進行波の津波水位を求め、そこからフルード数を使って津波波力を求める方法、②胸壁がある場合の津波浸水深を求め、そこから津波波力を求める方法が解説に加えられた。

地震動等への対応としては、「設計津波を生じさせる地震がレベル1地震動を超える強度の場合」には、「地震後に来襲する津波に対して所要の構造の安全を確保するとともに海岸保全施設の機能を損なわない。」、また「広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下が予想される場合には、その影響を考慮する」との技術的助言が追加された。

(2) 維持管理関係

財源や人材に限られる中、整備後の年数が経過する海岸保全施設が

表一 海岸保全施設の技術上の基準に関する法令の主な改正事項

	海岸法(平成26年7月改正)	省令: 海岸法施行規則(平成26年7月改正) 海岸保全施設の技術上の基準を定める省令(平成26年7月改正)
減災機能	第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。)その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設(堤防又は胸壁にあつては、津波、高潮等により海水が当該施設を越えて侵入した場合にこれによる被害を軽減するため、当該施設と一体的に設置された根固工又は樹林(樹林にあつては、海岸管理者が設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。)を含む。)をいう。	【海岸保全施設の技術上の基準を定める省令】 第三条(堤防及び護岸) 4 堤防にあつては、前項の規定によるほか、当該堤防の背後地の状況等を考慮して、設計高潮位を超える潮位の海水及び設計波を超える波浪並びに設計津波を超える津波の作用に対して当該堤防の損傷等を軽減する構造とするものとする。 第五条(胸壁) 3 第三条第三項から第八項までの規定は、胸壁について準用する。 第九条(津波防波堤) 3 第三条第三項及び第四項の規定は、津波防波堤について準用する。
海岸保全施設の適切な維持管理	第十四条の五 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない。 2 海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、主務省令で定める。 3 前項の技術的基準は、海岸保全施設の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。	【海岸法施行規則】 第五条の八(維持又は修繕に関する技術的基準等) 法第十四条の五第二項の主務省令で定める海岸管理者が管理する海岸保全施設の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。 一 海岸保全施設の構造又は維持若しくは修繕の状況、海岸保全施設の周辺の状況、海岸保全施設の存する地域の気象の状況その他の状況(以下この条において「海岸保全施設の構造等」という。)を勘案して、海岸保全施設の維持及び修繕を計画的に実施すること。 二 海岸保全施設の構造等を勘案して、適切な時期に、海岸保全施設の点検を行い、及び障害物の処分その他の海岸保全施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。 三 海岸保全施設の構造等を勘案して、海岸保全施設の定期及び臨時の点検を行うこと。 四 前項の点検その他の方法により海岸保全施設の損傷、腐食その他の劣化その他の変状があることを把握したときは、当該海岸保全施設の適切な維持又は修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。 五 海岸保全施設の点検又は修繕を行ったときは、当該点検又は修繕に関する記録の作成及び保存を適切に行うこと。
水門除開の操作員	第十四条の二 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設(水門、除開その他の操作を伴う施設で主務省令で定めるものをいう。)については、操作規則を定めなければならない。(以下略) 第十四条の三 海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者は、その管理する海岸保全施設のうち、操作施設については、当該操作施設の操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならない。(以下略)	【海岸保全施設の技術上の基準を定める省令】 第二条(堤防及び護岸) 8 堤防等に操作施設を設ける場合において、当該操作施設の操作に従事する者の安全又は当該操作施設の利用者の利便を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により当該操作施設の開閉を行うことができるものとする。

増加している。こうした状況の下で施設の機能を適切に維持管理していくため、「海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つように維持し、修繕し」、「海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならない」ことが施行規則に定められた。

それを受け、①施設の維持・修繕を計画的に実施する、②適切な時期に巡視を行い、施設の機能を維持するための措置を講じる、③施設の定期・臨時の点検を行う、④施設の損傷・腐食・劣化・変状を把握したときは、必要な措置を講じる、⑤施設の点検・修繕に関する記録の作成・保存を適切に行うことが、維持・修繕に関する技術基準として施行規則に定められた。それらを踏まえ、維持管理についての概念、予防保全型維持管理、点検、対策などの技術的助言が充実された。

(3) 水門・陸閘の操作関係

東北地方太平洋沖地震による津波では陸閘の閉鎖等で多くの消防団員等が犠牲になり、水門・陸閘等を安全かつ適切に操作するための体制の構築が必要と考えられた。そのため、「水門・陸閘等の操作の方法、訓練その他の措置に関する事項について操作規程を定めることを施設の管理者に求める」こと等が海岸法に定められた。

また、水門・陸閘等の操作に従事する者の安全または当該施設の利用者の利便を確保するため、必要があるときは、「自動的または遠隔操作により施設の開閉を行うことができるものとする」ことが省令に定められ、水門・陸閘等の型式、構造諸元等を決定する際に考慮すべき条件に「施設の操作に従事する者の安全」が技術的な助言

として追加された。

(4) その他

うねり性波浪による被害が発生したことを踏まえ、「うねりによる被害が想定される地域」においては「うねりの確率波高を設定するのがよい」こと、「おおむね周期8秒以上、波形勾配おおむね0.025未満のものをうねりとする考え方がある」ことなどについて解説が追加された。

護岸では、背後土砂の吸出しによる問題が顕在化してきている。そのため、吸出し発生の機構、吸出しへの対処の考え方やマウンド透過波圧の算定に関する文献等についての解説が追加された。

潜堤・人工リーフについて、近年の知見の進展を踏まえて、①設計波が著しく大きい海岸では、しばしば発生する高波浪に対する消波効果が低くなるため、それに対する検討が必要とされること、②入力波、天端上水深と潜堤・人工リーフ内の水位上昇の関係についての知見などの解説が追加された。

3. おわりに

南海トラフ巨大地震とそれに伴う大きな津波、気象・海象のゆらぎや気候変動に伴う強い台風の来襲等による大きな大潮・高波・海浜地形変化等、さらには時間の経過とともに進行する施設の老朽化等によって災害が深刻化することが懸念される。こうした災害や現状に対して、海岸保全施設が「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」を活用して適切に整備・維持・修繕されていくことが望まれる。

都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長、漁港管理者の長が海岸管理者となることに加え、海岸管理者の承認を受けて海岸管理者以外の者も海岸保全施設に関する整備をすることができる。

各管理者が対象とする地域の自然条件、背後地域の状況、施設の状況、管理者等の財源・人材等は、大きく異なる。また、関連分野における技術的知見とその信頼性に関する知見の拡大・更新が進んでいく。そうしたなかで各管理者が海岸保全施設の形状、構造及び配置を適切に設定するうえでの最低限の要件として示されたのが「海岸保全施設の技術上の基準」である。この基準の実務における利用と理解を助けるために、基準通知とそれに対する解説の両者を対応させたのが「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」である。

ここでは、海岸保全施設の技術上の基準が性能規定であるため、各海岸管理者等は設計に多くの自由度を持っている。そのため、海岸保全施設の技術上の基準の内容を踏まえたうえで、施設ごとに資料収集や現地調査等を適切に行い、各種技術書、マニュアル等を参考にしつつ、与えられた自由度を活かして各施設に適した設計・照査を行っていくことが求められる³⁾。

(引用文献)

- 1) 気象庁：平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震、災害時地震・津波速報, 2011.
- 2) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説改定レポート, 2018, http://www.phaj.or.jp/book/kaiteireport_201809.pdf.
- 3) 山本修司：海岸保全施設の技術上の基準についての雑感, 波となぎさ, No.152, 2002.

「天橋立を守る会」を海岸協力団体に指定しました

京都府商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課
主査 塩見 弘幸

1. はじめに

海岸協力団体とは、近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動をされており、多岐にわたる海岸管理を充実させ、民間・法人の方々による海岸環境の保全活動等を促進するため、平成26年の海岸法改正により創設されたものです。

平成30年10月2日に国土交通省港湾局所管海岸では全国初、また、京都府管理海岸においてもはじめて「天橋立を守る会」を海岸協力団体に指定し、西脇隆俊京都府知事から指定証の交付を行いました。また、式には所管省の代表として長田信近畿地方整備局副局長にも御立会頂き、期待の大きさが表れたものとなりました。

2. 天橋立海岸について

京都府の海岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した3市2町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根

町、与謝野町）にまたがる延長315kmで、海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦等、優れた自然環境を有し、東から若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園および山陰海岸国立公園に指定されています。

今回、京都府ではじめて海岸協力団体に指定された「天橋立を守る会」が活動する宮津港天橋立地区海岸は、宮津湾と阿蘇海を区分して宮津市江尻から南西方向に延びた、長さ約3.6km、幅20m～170mを有した典型的な砂嘴地形海岸です。

砂嘴には数千本におよぶ松が成育し、その松並木と白砂の海の景観は松島、宮島と並び日本三景の1つに挙げられ、1922年には名勝地、1952年には特別名勝に指定され、国内外から年間約300万人が訪れる日本を代表する白砂青松の景勝地として知られています。

また、白砂青松の美しい景観は古くから多くの文人墨客を魅了し、平安時

代には小式部内侍や和泉式部などが歌を詠み、室町時代には日本を代表する水墨画家・雪舟が国宝「天橋立図」を描いています。

一方で漂砂の減少に伴う砂浜の侵食や漂着ゴミ、草木類の繁茂、また、松枯れや松から広葉樹林への遷移など天橋立をとりまく状況は多岐にわたり、環境、景観の保全のため官民が一体となった取り組みが求められています。

3. 天橋立を守る会について

「天橋立を守る会」は、天橋立の環境を保全し、適正な利用を図り、未来に継承するため、昭和40年3月に設立し、現在約300名の会員で活動しています。



国宝 天橋立図 雪舟筆 16世紀初頭(室町時代)

主な活動は、今や恒例行事となっている「クリーンはしだて1人1坪大作戦」や「迎春天橋立一斉清掃」の約1000人を超える人が参加する大規模な清掃活動や昔のような綺麗な白砂を取り戻すための除草作業、今まで個別に行われてきたボランティア活動を効果的・効率的に行えるように「天橋立まもり隊」として行政と協働で取り組み、平成29年度は延べ26団体約1,500人のボランティアによる清掃活動が行われました。

また、短歌、俳句をとおして天橋立が思い出の場所になるよう、投句箱を配置し投句を募り、表彰する「詩歌(うた)の道 天橋立」事業や地元ゆかりのある歌人の歌碑・句碑等の整備を行い、文化的な側面からも天橋立の振興に寄与しています。

近年では、その白砂青松の景観が美しいということだけではなく、歴史的な価値・文化的な価値が極めて高いということから世界文化遺産登録を目指した取り組みが行われています。

こういった長年の活動に対し、平成21年に緑綬褒章を授与されるなど多く



海岸清掃の様子

の表彰を受けています。

4. 海岸協力団体の指定について

平成30年10月2日に海岸協力団体指定証交付式を行い、西脇京都府知事から指定証を交付しました。

海岸協力団体の指定を受けると

- ・ 法律上位置づけられた団体として、社会的信用が向上し、円滑な活動の推進が期待できる。
- ・ 活動にあたり、占用許可等、海岸管理者の許可が必要な場合に協議で足りることとなる。
- ・ 国や海岸管理者から、活動を行うにあたり必要な情報提供や助言等を受けられることができる。

などのメリットがあります。

指定を受け小田彰彦天橋立を守る会会長からは

- ・ 長年の取り組みが認められ、今後の活動の励みになる。
- ・ ボランティアは増加しているが色々な意見があり進め方が難しい。
- ・ 環境は多種多様な観点から意見があり、今までの進め方で良いのか自問自答している。

などのお話をいただきました。

西脇知事からは、

- ・ インフラ全体に言えることだが、昔のように税金でやっていくのではなく府民の皆さんと一緒に取り組むことが大切。
- ・ ボランティア活動は注目度を高め、やりがいを感じるために天橋立を守る会のような核となる団体が必要。
- ・ 環境問題など専門的な知見は行政とタイアップしてやっていくことがよい。
- ・ 指定されたことを契機に、地域住民のコミュニティづくりに活かしてもらえればよい。

との意見がありました。

5. おわりに

世界に誇れる天橋立は、先人達によって永年の間、守られてきたものです。このかけがえのない財産を未来へ継承しなければなりません。

それには、府民の皆さん、関係機関、関係団体等と協働した取り組みを継続する必要があります。

海岸協力団体の指定を機に、官民一体となった取り組みを、益々、推進していきたいと思っております。



交付式の様子

水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険の提案

—「海岸管理における保険制度研究会」の成果報告—

港湾海岸防災協議会事務局
池田 薫

1. まえがき

港湾海岸防災協議会では、港湾海岸関係の課題及び防災関係の課題を調査研究するため、元国土交通省港湾局海岸・防災課長の梶原康之氏を座長とする研究会を立ち上げています。平成29年度から「海岸利用による地域活性化検討会」と「海岸管理における保険制度検討会」の二つの研究会を設け、検討を進めています。

このうち、「海岸管理における保険制度検討会」では、これまでに2回の検討会を開催し、水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険について検討しました。以下、検討の成果と傷害保険の提案について述べます。

2. 水門・陸閘の操作を委託する場合の傷害保険

東日本大震災において、水門・陸閘等の操作に従事した多くの方が犠牲となったこと等を踏まえ、海岸関係省庁は、平成25年に「水門・陸閘等の効果的な管理運用検討委員会」を設置し、「現場操作員の安全最優先の操作・退避ルールの明確化」及び「管理委託のあり方」を検討しました。それを受けて、平成27年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂しました。また、平成27年には、「水門・陸閘等の安全か

つ適切な管理運用の促進に関する検討委員会」を設置し、水門・陸閘等の操作等委託契約標準案をとりまとめるとともに、現場操作員まで確実に操作・退避ルールを浸透させるため、海岸管理者等の委託者が操作規則等の内容を現場操作員と相互確認すること等をガイドラインに盛り込みました。

この検討委員会では、水門・陸閘の操作を委託する場合の傷害保険についても検討しています。その中で、委託を受けた側の操作者が

- 市町村職員の場合：公務災害となり、地方公務員災害補償法の対象となる
- 消防団員の場合：公務災害となり、「消防団員等公務災害補償責任共済」の対象となる
- 民間企業労働者の場合：労働災害となり、「労働者災害補償保険法」の対象となる

のに対し、自治会等の個人の場合は傷害保険の適用がなく、自治会等の個人操作者に対する傷害保険が必要、との結論になっています。

3. 水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の業務の実態

海岸管理における保険制度検討会では、静岡県交通基盤部港湾企画課長の木村尚之氏と高知県土木部港湾・海岸課長の依岡隆氏（平成30

年度からは小森雅彦氏に交代）にもメンバーとして参画いただきました。このため、まず静岡県と高知県について、水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の業務の実態を調査しました。

(1) 静岡県の事例

静岡県では、水門・陸閘の操作を県自ら行う他、市町村に委託している場合があります。県が市町村に委託するもののうち、111基について、市町村が自治会に再委託しています。すなわち、県が自治会に直接委託している事例はありません。

県と市町村の間では管理委託のための協定・契約を結んでいます。委託する業務内容は、防災のための水門・陸閘の操作の他、月1回の定期点検、防災訓練での操作確認なども含んでいます。

委託はすべて有償で、県は管理委託費を支払っています。

自治会員の最大稼働人数(1日の中で、業務に従事する人数が最も多い時点の人数)は73人です。



静岡県 土肥港(大藪1号陸閘)

(2) 高知県の事例

高知県では、水門・陸閘の操作を県自ら行う他、県が市町村に委託する場合、県が市町村に委託してさらに市町村が自治会に再委託している場合、県が直接、自治会に委託する場合、県が消防団に委託する場合などがあります。

県が管理委託する場合は、いずれの形態でも協定・契約を結んでいます。委託する業務内容は、防災のための水門・陸閘の操作の他、月1回の定期点検も含んでいます。

管理を委託している水門・陸閘は690基です。

そのなかで自治会員の最大稼働人数は193人です。

また、高知県では、水門・陸閘の操作に当たる自治会員等に対し、傷害保険をかけています。



竹島川排水機場

4. 傷害保険の提案

海岸管理における保険制度検討会では、保険制度の専門家として、三井住友海上火災保険株式会社の公務開発部開発室課長代理の河原林祐貴氏にもメンバーとして参画いただき、傷害保険の検討を行いました。

水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合であっても、海岸管理者が一義的に責任を持っていることから、傷

表1 水門・陸閘の操作を自治会に委託する場合の傷害保険の保険料の試算結果

保険金額	500万円	1,000万円	3,000万円
1名あたりの保険料単価	2,650円	5,300円	15,900円
自治会操作者の1日あたりの最大稼働人数100人の場合の保険料	265,000円	530,000円	1,590,000円

(注)三井住友海上火災保険(株)の試算による

害保険についても海岸管理者が契約者となるという整理をしました。つまり、どのような委託の流れであっても、自治会に管理委託する場合には、海岸管理者が傷害保険の費用を負担することになります。

被保険者すなわち保険金受取人は、自治会の水門・陸閘操作者となります。

傷害が発生した場合の保険金は、保険会社から、直接、水門・陸閘の操作者に支払われます。

年間活動日数(保険の用語では「通算短期率」と呼びます)は、30日以内としています。検討会では、年間活動日数を15日以内とするケースも検討しましたが、実態の日数を考慮して30日以内としました。

保険料は、「1名あたりの保険料」×「1日あたりの最大稼働人数」となります。1名あたりの保険料は、傷害保険の算定方法に基づいて試算したところ、表1のとおりとなります。すなわち、保険金額を500万円とした場合、1名あたりの保険料は2,650円です。仮に1日あたりの最大稼働人数を100名とすると、年間の保険料は26万5,000円となります。また、保険金額を3,000万円とした場合、1名あたりの保険料は15,900円です。同じく1日あたりの最大稼働人数を100名とすると、年間の保険料は159万円となります。保険金額の設定額は、契約者の意向により、柔

軟に対応できます。

操作者が死亡した場合、保険金は法定相続人の代表者に支払うことになります。具体的には、他の法定相続者全員からの委任状を受けた代表者(主に配偶者や長男・長女)に保険金のご請求をいただき、指定の口座に振り込むことになります。

また、死亡保険金については、第三者(都道府県等)が保険料を負担している場合に該当することから、贈与税が課税されます。死亡保険金以外の保険金については、課税の対象となりません。

なお、傷害保険とは別に、約定履行費用保険により見舞金を支払う制度も考えられますが、手続きに時間を要する、見舞金という趣旨から、見舞金の上限が500万円程度であり、高額な補償の設定が困難なため、検討から除外しました。

5. おわりに

港湾海岸防災協議会では、上記のような傷害保険の提案について、今後、広報していきたいと考えています。傷害保険をかけることなく自治会に水門・陸閘の操作を委託している海岸管理者には、傷害保険の実施をご検討ください。

地域における海岸美化への取り組みについて

「海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰」等の受賞者を紹介します。

本表彰事業は、沿岸域の住民、船舶の利用客等、海が大好きな皆様による、海をきれいにするための奉仕活動を顕彰し、国民の皆様により一層海への親しみを深めていただくとともに、海

の利用・開発、海洋環境保全への理解と協力を得て海洋・海事思想のより一層の普及を図ることを目的として、毎年、国土交通大臣及び各地方整備局長等が行っているものです。

以下、平成30年度の国土交通大臣表彰受賞者（地方整備局関係）及び地方整備局長表彰受賞者を紹介するとともに、その取り組み内容を一部紹介させていただきます。

平成30年 海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動表彰受賞者一覧

国土交通大臣表彰

受賞者名	ブロック名
久喜海づくり少年団	東北
株式会社杉澤興業	東北
由利本荘市立岩城中学校	東北
南房総市立富山中学校	関東
新島村立新島小学校	関東
C.O.P. (クリーン・オーシャン・パーソンズ)	関東
射水市立東明小学校児童会	北陸
田原市立東部中学校	中部
津市立香良洲小学校	中部
特定非営利活動法人近畿みなとの達人	近畿
洲本念法寺	近畿
富海地区社会福祉協議会	中国
長崎大学水産学部学友会 長崎大学水産学部海洋研究会	九州

各地方整備局長表彰

受賞者名	ブロック名
佐井村子ども会育成連合会	東北
唐桑海友会	東北
勝浦市立 郁文小学校	関東
特定非営利活動法人 八丈島産業育成会	関東
特定非営利活動法人 横須賀港湾防災支援会	関東
特定非営利活動法人 海レクサポートせいろう	北陸
新潟下町をよくする会	北陸
穴水町グラウンド・ゴルフ協会	北陸
パナソニック 株式会社 車載エレクトロニクス事業部 敦賀	北陸
株式会社東遠浄化槽管理センター 東遠ビーチクリーン	中部
網家 義郎	近畿
坂越地区自治会連合会	近畿
坂越のまち並みを創る会	近畿
和歌山市立 西脇中学校	近畿
灘地区社会福祉協議会	中国
小松島市和田島小学校	四国
一般社団法人 愛媛県建設業協会宇摩支部	四国
特定非営利活動法人 環境の杜こうち	四国
玄海学園	九州
公益財団法人日本釣振興会 佐賀県支部	九州
熊本県立天草拓心高等学校 マリン校舎	九州

「久喜の海は私たちが守ります」～久喜浜クリーン作戦～

久喜小学校の校区は岩手県久慈市南東の三崎半島南端に位置し、北の久喜湾から南の野田港につながる大きな湾内から臨む太平洋の眺望が大変よいところにあります。また、隣接する小袖湾は朝の連続テレビ小説の放送を受け、今も多くの観光客がロケ地を訪問しています。

本校は、近年の少子化に伴い、本年度は全校児童が30名の小規模な小学校です。地域は海に面していることから、児童の父母、祖父母の多くは漁業に従事しています。磯漁業が盛んで、昆布、こうなご、うに、あわび等を採取し、定置網では鮭や鯖、いわしを中心に様々な魚を獲っています。

本校では平成9年、岩手県で「豊かな海づくり全国大会」が開催されたことを機に、地域の基幹産業である漁業への理解促進と次世代の担い手育成を目的に、同年6月「久喜海づくり少年団」を結成し、心の教育を支える豊かな体験活動を推進して参りました。

久喜海づくり少年団は、久喜浜清掃、磯観察、漁業体験(定置網船乗船体験・ウニ獲り体験)、ホヤ販売体験、新巻・イクラづくり体

験など、地域の漁業関係者の支援を頂きながら多くの活動を行っています。

久喜海づくり少年団の活動の中心は「久喜浜クリーン作戦」と銘打った久喜浜清掃です。全校で久喜浜に出かけ、漂着ゴミの収集・仕分け作業を行っており、今年度で21年目となります。実際に作業を行うことで、久喜の海の自然環境に関心を持ち、自分たちの生活に海と深い関わりがあることを学ぶと共に、自然を守るための見方や考え方が身につけてきています。活動の中で、子どもたちから「久喜の海は私たちが守ります。」という頼もしい言葉も聞かれ、自分たちでできる環境保護活動を通して、自然を大切にしようとする気持ちがより育ってきていることを実感しています。

児童数の減少に伴って、活動の規模等が変わることはあっても、これからも久喜浜清掃を自然環境について考える貴重な機会ととらえ、地域の方々のご支援を頂きながら、この大切な活動を継続して参りたいと思っています。



「楽しみ」ながら、「自然」「海」「砂浜」を考える

私たちグリーン・オーシャン・パーソンズ(C.O.P. 通称「コップ」)は、1990年に相模湾沿岸で行われた「SURF90」のイベントをきっかけに、相模湾沿岸での月1回のビーチ・クリーン・アップをはじめ、「環境」「海」「砂浜」をテーマにしたさまざまなイベントの企画・運営を手がけてきました。メンバーは、地元湘南エリアを中心に20代から70代までと幅広く、老若男女問わず、約20名が在籍しています。

毎月の定例活動の他に、年2回開催されている国際的なイベント(春はアースデー、秋は国際海岸クリーンアップ)にもスタッフとして参加しています。

ゴミをただ拾うのではなく、このゴミがどこから流れてきたものなのか、またどの種類のゴミが多く落ちているのかを見て、考え、楽しみながら活動を続けています。またビーチクリーンアップ後の反省会や懇親会を通じて、同じ年代では経験できない楽しい時間を過ごしています。

活動当初はカンやビンなどのゴミが多く落ちていましたが、ここ数年はプラスチック破片やタバコのフィルターなどが多く落ちていて、まだゴミが多く落ちているのが現実です。また、海岸や海で捨てられたもの以外に、川や街から流れているものが多く砂浜に打ち上げられています。時代ごとに変わるゴミの種類にも目を向けながら、関係団体などと協力しながら、ゴミ削減に努力をしています。

活動してから30年近くなり、最近では初めてビーチクリーンアップを行う団体のサポートを行うなど、ビーチクリーンアップを通じて、その輪を広げています。

今後も私たちの活動のポリシーである、「海の環境に関わる問題を深く掘り下げて考え、アクションは遊びを交えながら、楽しく展開する」ということを踏まえて、誰もが気軽に参加できる裾野の広い環境活動を、私たちC.O.P.は目指していきます。



北陸地方整備局 ●射水市立東明小学校

地域に育てられ、地域を守る

本校は射水市で最も東に位置する小学校です。市で一番に朝日が昇る明るい学校が校名の由来です。校区は、豊かな自然に恵まれています。海岸線には、砂浜の白と芝生の緑のコントラストが美しい海水浴場があります。また、田園地帯も広がり、そこに流れる用水路は汽水域となっているため海水魚と淡水魚が同時に見られ、自然の不思議を感じることができる場所となっています。このこれらを活用した教育活動に対し保護者や地域の人々はとても協力的であり、多様な学習が展開できています。

校区の中学校である射北中学校生徒会の呼びかけで、24年前に海岸の清掃ボランティア活動を始めました。現在は、本校PTA及び自治会との協力の下、地域挙げての海岸一円の清掃活動に発展しています。「ふるさとクリーン作戦」として、毎年7月第一日曜日の恒例行事となっています。参加する子供たちにとって、地元の海を守る態度、ふるさとを愛する心を保護者や地域の人々から直接教えてもらうとてもよい機会となっています。回収したゴミは、地域の人々の協力で射水市で処理してもらいます。不審な漂

着物等は大人が処理するなど、安全面にも配慮していただき、子供たちは安心して活動しています。

近年、秋には、「海辺の漂着物調査」を行っています。射水市の協力の下、5年生が漂着物を調査し、環境保全の大切さについて学んでいます。子供たちは、班ごとに分かれ、大小様々な漂着物を拾い集め、種類別に分別して分析します。多くがペットボトルやプラスチックトレイの破片です。海外からの漂着物も珍しくありません。小さなプラスチックや発砲スチロールの破片は、魚が飲み込んで死んでしまう危険なものであることを知り、海洋資源への影響を心配する子供もいます。

以上のように、本校の行っている取組は、保護者、地域の協力なくしては続けられなかったと思います。このことに感謝するとともに、今後は、子供たち自らが地域に貢献できる人になると信じています。大人になったら自分の子供に、そして地域の子供にふるさとの自然を教えられる人に育つことを願っています。



中部地方整備局 ●香良洲小学校

香良洲海岸クリーン作戦 ～まもろう「白砂青松」～

私たちの香良洲町は、三重県津市の東部に位置し、東側を伊勢湾に南東側を雲出川に、北東側を雲出古川に囲まれた東西1.8km、南北2.7km、面積3.9km²の小さな三角州です。

古くから漁業、稲作、園芸作物の梨づくりが盛んな地域でしたが、今では時代の波に押され、漁業や農業に携わる家は徐々に減ってきている状況です。

昔から、海と共に生きてきた香良洲の地域は、海の自然環境や白砂青松を守るという意識は高く、海岸清掃は小学校と中学校の合同行事として本年度で39回目となり、今は、小学校と中学校の伝統行事となっています。

中学校の全生徒が各学年10班に分かれ、小学校の4年生から6年生の児童とひとつの班を作ります。中学生が小学生を指導しながら、空き缶やペットボトル、流れ着いたゴミなどを分別しながら丁寧に集めます。

児童の中には割れた瓶やガラスが多いことに気づき、海岸が危険な環境にあることに憤りを持つ者もいます。また、憤りを通り越し、悲しくなったと感じる者もいます。多くの子どもたちは環境保全の必要性を強く持つ日となっています。

この日は、津市教育委員会事務局や香良洲総合支所地域振興課の協力もあり、パッカー車やトラックが配車されます。子どもたちが集めた2トンにも及ぶゴミを市役所の皆さんの協力により、分別し、処分場へ運んでいただきます。子どもたちは、行政の皆さんからお褒めの言葉と環境保全の大切さの説明を受け、豊かな自然を守る意欲を毎年強くしていきます。

この度、国土交通省から過分なる栄誉を受け、心よりお礼申し上げます。今後も、子どもたち一人一人が環境保全の意義を理解し、使命感を持って活動を継続していけるよう、更に取り組んでいきたいと考えています。



阪神・淡路大震災を忘れない ～神戸震災メモリアルパーク等の清掃～

1995年1月17日阪神淡路地方を襲った震災は兵庫県南部に大きな被害を与えました。神戸港でも耐震化されていた岸壁を除きほとんどの岸壁が被害を受けました。関係機関、関係者の努力により復旧はスムーズに進み、現在では震災前の貨物の輸送量を上回っています。

神戸港のメリケンパークの一角に、大震災の教訓、港の重要性、日本国内外の多くの人々が一体となって港の復旧・復興に努めた様子を後世に伝えようと、メリケンパークの岸壁の一部・約60メートルを、震災遺構として被災当時のままの状態で見守っています。

メリケンパークには、神戸のランドマーク「神戸ポートタワー」をはじめ神戸海洋博物館などの建物が、またスターバックスコーヒーの店も最近出店しました。あまり知られてはいませんが、神戸は映画を始めて紹介したところから、スクリーンに見立てた中空の石とその前に客席に見立てた石があり、これには古今東西の名優の名前が刻まれています。明治時代に横浜とともにブラジル移民の出港地であったことから移民の銅像も設置されています。このように説明を聞か、紹介の文を見ないと分からないが由緒ある施設がそれとなく置かれているのもメリケンパークの良い所です。2017年は神戸港開港150年を記念して大規模な改修が行われ、以前とは一新した新しい姿となっています。近年外国からの来訪者も多く、様々な言葉が聞こえてき

ます。親子連れの観光客や近くの方の姿も見られ、また、近くの客船バースにはクルーズ船の来訪もあり、歓迎行事なども行われています。

NPO近畿みなとの達人は、活動の開始2年目の平成18年(2006年)から、メリケンパーク一帯の石積部、陸上部の清掃作業を毎月1回実施し、平成30年(2018年)7月には140回を数えるまでになりました。毎回10名前後の会員、または賛同者が集まってゴミ取り火箸とゴミ入れの袋を片手に芝生や植え込みの中、南側の岸壁前の石積みで活動を行っています。

NPO近畿みなとの達人では、震災メモリアルパーク清掃とともに平成19年(2007年)から「瀬戸内海クリーンアップ作戦」の一環として、「須磨海水浴場」、「大阪南港野鳥園」の清掃活動を行っています。

須磨海岸は謡曲「松風」、歌舞伎・文楽の「一谷嫩軍記～熊谷陣屋」の背景にもなり、明治末からは海水浴場として京阪神から多くの人々が訪れる場所である。毎年6月末には海開きを前に海浜清掃が行われ、地域の学校、団体、会社など数千人の参加者が参加しています。ただ、未だ海水浴客のない時期なのでそれほどのゴミは無く、奪い合いの様相が生じます。海水浴シーズンの終わった9月にも海浜清掃の作業がありますが、6月に比べ参加者は少ないにも拘らず、夏のゴミが多くありこれから考えるべきことではないかとも思えます。



震災メモリアルパーク



石積みでの清掃作業



須磨海岸クリーンアップ作戦

富海クリーン作戦 ～受け継ごうきれいで豊かな海～

富海は、本州の最西端山口県の中央部に位置する防府市の東端にあり瀬戸内海に面した人口は約2000人、その内の半数が65歳以上という、高齢化と人口減少に直面している地区です。その名が示すとおり海との関わりは深く、多くの恵みを受けてきた所です。

今年は明治維新150年に当たりますが幕末の動乱期に吉田松陰や高杉晋作、久坂玄瑞等が京、江戸との往来のため頻りに立ち寄った港ですし、井上馨、伊藤博文がイギリスからの帰国時上陸した地です。

昭和61年にスタートした富海クリーン作戦は、海水浴シーズンを迎える前の恒例行事となっていますが、それ以前には梅雨明け後、児童生徒が砂浜に落ちているガラスの破片や空き缶等のゴミ拾いを行い、水泳講習が安全にできるようしてきました。

その子供達の姿を見て次第に近隣の住民もゴミ拾いに参加するようになり、地区をあげての清掃作業に発展、その後地区外のボランティアの皆さんの参加もいた

くようになり、毎年500名を超える参加者を得て今年で32回を数えました。

安全に気持ちよく海水浴を楽しんでもらおう、いい思い出を持って帰ってもらいたいとの想いを込めて砂浜や、隣接する松林等の清掃を行っています。

事前の打ち合わせから収集したゴミの処理まで多くの団体のご支援、ご協力をいただいています。また、小学生から高齢者までそれぞれの体力等にふさわしい作業を分担して行います。作業後はきれいになった海岸を目にすることができます。満足感、達成感を参加者全員で共有できます。

この富海クリーン作戦は海岸の存在自体が私たちの受けている大きな恵みであることを気づかせてくれるものですし海を愛する心、郷土を愛する心に繋がるものです。

受賞を期に、先人から受け継いできれいな海、豊かな海、美しい海岸を美しいまま次の世代に引き継ぐ決意を新たにしたいところです。



四国地方整備局 ●環境の杜こうち

高知市種崎海岸でのビーチクリーンアップ&海岸ごみ調査の取り組み

NPO法人環境の杜こうちは、環境活動の中間支援組織として平成18年に設立しました。以来、高知県内の環境活動団体、行政、学校、企業、地域の環境活動のネットワークを築き、環境活動の支援や環境学習の推進に関する事業、地球温暖化防止に向けた活動の支援、情報の発信、環境政策の研究と提案などの活動を行っています。

種崎海岸でのビーチクリーンアップ活動は、毎年春と秋の2回行っています。海岸を清掃し、拾ったごみの数を種類別に数えて集計するとともに、ごみ問題に関するミニ講座を行い啓発につなげています。春のクリーンアップは、毎年4月に高知市で開催される「EARTHDAYS KOCHI」のイベントの一環として実施し、調査の結果をイベント会場で発表しています。秋のクリーンアップは、「国際海岸クリーンアップ(ICC)」のキャンペーンに参加するために行っています。

種崎海岸は高知県の都市部を流れる7つの河川が流れ込む浦戸湾の出口に位置しており、そこに打ちあがるごみのほとんどは都

市部で暮らす私たちの生活から出たごみです。清掃と調査活動を通じて、どんなものがごみとなって海に流れているのかを知り、自分にできることを考えるきっかけにしたいだけだと思います。

この活動は団体設立以前には有志数名で行っていましたが、平成18年の団体設立からは、当時の有志を中心に事務局スタッフや会員も加わり、賛同する地域住民にも参加を呼び掛けながら継続してきました。最近では、プラスチックごみが海洋生物に与える影響の大きさが徐々に明らかになり、使い捨てプラスチック製品の使用抑制の取り組みが広がるなど、海ごみに対する関心が高まってきたことから、学校等からの海ごみ問題に関する問合せや講師依頼を受ける機会も増えています。これからもクリーンアップ活動を継続するとともに、これまでの経験やデータを活かしたさまざまな活動に取り組み、地域の美化意識、環境意識の啓発に貢献していきたいと思っています。



九州地方整備局 ●玄海学園

ふるさとの自然を守る ～小中一貫で取り組む さつき松原 自然保護活動～

私たち玄海学園は、玄海中学校と施設一部一体型校舎の玄海小学校、数キロ離れたところにある玄海東小学校、離島にある地島小学校の4校からなります。小中一貫教育に力を入れており、小中交流、小中交流を盛んに行っています。

本学園の教育目標は「地域の一員としてより良く生きる子どもの育成」であり、地域を愛し・地域で活躍できる子どもの育成を目指しています。

本学園は自然環境に恵まれ、特に「さつき松原」(全長約5.5Kmに及ぶ松原。日本白砂青松100選にも選ばれ、松原から、海を見ると白浜の海水浴場があり、青い海の向こうには地島、大島、沖ノ島などの島が見え、非常に良い景観である。)は、地域を代表する素晴らしい自然環境と言えます。

この美しい「さつき松原」が松くい虫による被害で、年々小さくなっています。それに、海岸(さつき松原海水浴場)には、多くのごみが漂着し、美しい景観を壊しているといった問題があります。

この問題を解決するために、玄海学園では多くの取り組みを行っています。その一部を紹介します。

(1) 松原保全活動(玄海小学校・玄海中学校で合同実施)

学校近くの松原を定期的に見回り、下草刈りや松葉拾いを行います。小学生と中学

生でグループを組み、中学生のリーダーシップの下、協力して松葉をポリ袋に集めます。年間600袋ほどになります。

(2) 海浜清掃(玄海東小学校・玄海中学校で合同実施)

さつき松原に溜まっていく様々なゴミを小中学生で力を合わせて拾います。釣りや漁に関係したゴミやプラスチック・発泡スチロールのごみ、外国から流れてきた様々なゴミなど大量に回収処分します。この活動でも、中学生が小学生をリードします。

(3) 松の植樹(3小学校合同)

将来大きな松に育ってくれるように願いを込めて、小学生が松の苗を植樹しています。自分たちが植えた松を時々観察し、その成長を実感しています。

このような活動を通して、地域の自然を愛し、大切にすることを身に付けています。また、中学生は優しい心やリーダーシップが育っています。小学生は中1ギャップの解消につながっています。

昨年7月に、玄海学園そばにあるにある宗像大社が世界文化遺産に登録されました。それに伴い、多くの人が高知地区に来るようになりました。そんな多くの人に少しでもこの地区の自然環境のすばらしさを伝えたい、そして、自然を愛し自然を守るという心を代々引き継いでいってほしいと思っています。



全国海岸リレー紹介

北海道

奥尻港海岸の整備について

奥尻町水産農林課
主幹 横田 稔

1 はじめに

北海道奥尻町は、北海道西部に位置し、江差追分で有名な江差町より北西61kmに浮かぶ周囲84kmの離島で、平成5年7月の北海道南西沖地震により、壊滅的な被害を受けてから25年が過ぎました。そのような中で、島の経済の中心となっている奥尻港は昭和26年に避難港として指定され、その後、港湾管理者が設立され地方港湾となり、島での生活、産業等の物流港として中心的な拠点の役割を果たすと同時に観光客の受け入れ、奥尻島周辺沖合を漁場とする地元漁船や外来船の避難港として重要な役目を果たしております。また、被災の教訓から防災の拠点として耐震強化岸壁を整備し、災害時でも機能を失わない対応が取られています。

また、平成29年5月からは、新造船「カラン

セ」が本町と本道を結ぶフェリー航路に就航しております。

2 奥尻港海岸

当海岸は、昭和38年から海岸護岸を整備し、昭和55年からは離岸堤整備、平成3年から離岸堤(潜堤)整備、平成9年からは、北海道南西沖地震後の整備として、防潮堤、水門、陸閘等を整備しております。

現在は、津波対策も兼ねて港湾内の防潮堤を整備しております。

また、平成28年度には奥尻港海岸長寿命化計画を策定し、海岸護岸の老朽化対策や防潮堤等の海岸保全施設の防護機能を可能な限り長期間維持できるように、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理に取り組んでおります。

3 おわりに

奥尻町では、神威協地区で平成20年9月に「奥尻ワイナリー」が建設され、原料となるブドウは島のブドウ畑から収穫された物を使い、ワインの生産まで一貫して行われています。また、離島では珍しく水が豊富なため、稲作も行われていることから、島の水・米を使った地酒「おくしり」も生産され、併せて地場の海産物を食すこともできます。

その他に自然を生かした観光(フットパス)、体験型観光(あわび狩り)を全面に押しだし、滞在型観光の推進を目指しております。

イベントとしては、平成26年6月から沖繩県伊平屋島とタイアップし、5回目を迎えた「奥尻ムーンライトマラソン」が開催されており、毎回、500名規模での大会となっています。

是非、一度来島してみたいか、お待ちしております。



奥尻港海岸の整備(離岸堤・護岸)



港湾内防潮堤



奥尻ワイン



第5回 奥尻ムーンライトマラソン

東北

仙台塩釜港(仙台港区)の津波漂流物対策事業について

宮城県土木部港湾課

●はじめに

仙台塩釜港は仙台湾に位置しており、平成24年10月に国際拠点港湾仙台塩釜港、重要港湾石巻港、地方港湾松島港の3港の統合により新たに誕生した国際拠点港湾です。

中でも仙台港区は、仙台都市圏を背後に擁し、多くの国際国内コンテナ物流網等により、世界各国と結ばれた東北地域を代表する国際貿易港の役割を担っております。また、同港区には製油所などのエネルギー産業が集積し、東北地域のエネルギー供給拠点となっているほか、県内陸部での自動車関連産業の集積を背景と

した完成自動車の輸送拠点としても重要な役割を担っております。

●津波漂流物対策事業について

東日本大震災では、港湾施設そのものの被害に加え、津波漂流物となったコンテナや完成自動車などが航路や臨港道路に流出し、啓開作業が完了するまで緊急支援物資輸送が大きく滞りました。そのため、震災初動期の港湾機能は著しく混乱・低下しました。

本事業ではこのような二次災害を防ぐとともに、緊急輸送道路・避難路の確保と

区を取り囲む配置としております。対策工としては鋼管を設置し、鋼管間にワイヤーロープを設置します。津波で海側から流されてくる漂流物をせき止めることで、内陸側の被害を未然に防ぎます。また、臨港道路内に設置することからドライバーの視認性を高めた構造としております。

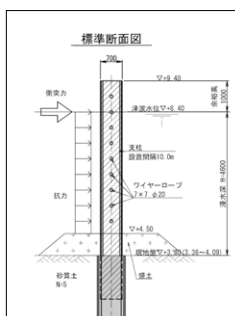
●終わりに

本事業は平成27年度に現地着手し、平成31年度末の完成を目指し工事を進めています。

仙台塩釜港は、国際拠点港湾として今後さらなる重要な役割を担う港であります。緊急輸送道路・避難路の確保に加え、迅速な港湾機能回復を図るため事業を推進してまいります。



津波漂流物対策施設配置図



標準横断面図

湾機能の早期回復を図ることを目的として、津波漂流物対策施設を設置します。

設置箇所は臨港道路の中央分離帯を活用し、仙台港



津波漂流物対策施設(設置完了箇所)

鹿島港海岸日川(にっかわ)地区 津波・高潮対策

茨城県土木部港湾課 建設・漁港担当

●はじめに

茨城県は、高速道路、空港、港湾などの交通ネットワークが充実しつつあり、臨海部への企業立地が進んでおります。

特に県南部に位置する鹿島港は、首都圏の東の玄関口としての物流機能を担う世界有数の掘り込み港湾となっており、石油化学、鉄鋼、木材など約170の企業が立地する「鹿島臨海工業地帯」の原料、製品の輸送基地として発展してきております。

●津波高潮対策としての海岸保全施設の整備

東日本大震災の津波浸水被害を踏まえ、平成25年度から社会資本整備総合交付金



【図1】上空からみた鹿島港海岸の位置

を活用し、防潮堤の整備を進めております。鹿島港海岸の北公共埠頭地区では、津波防護機能の早期発現を最優先し、「土堤」構造による防潮堤とすることで、平成28年度にいち早く完成しました。

さらには、鹿島港の中央航路の南側に位置する鹿島港海岸の日川(にっかわ)地区は、背後に数多くの石油備蓄タンクを有するなど、津波や高潮による甚大な被害が懸念されており、平成30年度から既設護岸の嵩上げ工事に着手します。

既存護岸壁面は、地元市による「1000人画廊」という取り組みにより、地域の小中学生等による数多くの絵が描かれていることから、護岸の陸側に描かれた絵を残すとともに、経済的に有利な海側への腹付コンクリートにより約2.5メートルの天端高の嵩上げをすることとし、現場施工を進めるにあたっては、型枠の設置時は描画面を養生するなど工夫をもって、

施工を進めることとしています。

●おわりに

鹿島港海岸日川地区では、大規模風力発電事業が進められており、将来のエネルギー供給源として期待されています。既設護岸の嵩上げにより、津波高潮等に対する防護対策を図るとともに、景観にも配慮したうえで地元で愛される施設づくりを進めてまいります。



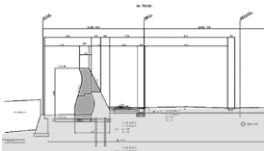
【図2】上空からみた鹿島港海岸日川(にっかわ)地区



【図3】護岸コンクリート面に描かれた絵「1000人画廊」



【図4】発達した低気圧の接近による越波の状況



【図5】護岸嵩上げ工事の標準断面

新潟港海岸 ～港・空港に隣接する砂浜～

新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所開発課

●はじめに

新潟港は明治元年11月19日に五港の一つとして外国に開港し、2019年に開港150周年を迎えます。港は新潟市の中心部を日本海に注ぐ信濃川の河口部に「西港区」、新潟市北区と北蒲原郡聖籠町とに跨がる砂丘を掘り込んだ「東港区」の2つに分かれ、「海は荒海 向こうは佐渡よ」で歌い出す北原白秋作詞の童謡「砂山」は西港区付近の海岸の景色を詠んだといわれています。

●海岸の保全

新潟港の海岸には日本最長の信濃川と



信濃川(下)と阿賀野川(上)間の空港と東海岸

阿賀野川の大川が流れ込み、日本海に流下する土砂により古くから砂浜が広がっています。しかし、近代になってからの地震等による地盤沈下、河川・港湾の整備による堆砂・漂砂の変化及び冬期波浪に起因する海岸侵食が生じているため、離岸堤や突堤の整備により海岸の保全を行ってきています。現在、東港を挟んで西側の松浜海岸、東側の聖籠海岸は当所で、西港西側の西海岸では直轄権限代行により突堤の整備を進めています。

●滑走路の先にある砂浜(東海岸)

西港(信濃川)から阿賀野川までの間では、東海岸として堤防改良や離岸堤が整備されてきました。新潟空港に接続する緩



整備中の聖籠海岸の突堤

傾斜護岸は平成5年頃に整備され、現在砂浜となっていますが、離岸堤に囲まれ波静かな海水浴場でもあり、離陸した直後の飛行機を間近に見ることが出来る海岸です。

●おわりに

今年、平成30年7月には第15回「海フェスタ」が新潟市、佐渡市及び聖籠町の2市1町で盛大に開催され、新潟開港150周年記念事業も引き続き魅力的な取組が行われています。また、毎夏、松浜海岸では「浜で遊ぼうin南浜」、「みなとオアシス聖籠」のある聖籠海岸では「マリンフェスタ聖籠」と砂浜でのイベントが開催されます。佐渡の山並みに沈む夕日が日本海に映り綺麗ですので、新潟の砂浜に一度足を運んでみてはいかがでしょうか。



南浜での地曳網



開港150周年ロゴマーク

全国海岸リレー紹介

中部

清水港が「みなとオアシスマぐろのまち清水」として、登録されました。

中部地方整備局 清水港湾事務所

●はじめに

清水港は、駿河湾の西岸に位置し、日本のシンボルである富士山を背景に、三保半島を天然の防波堤として、古来より栄えてきた港です。

日本でも有数の国際海上コンテナ取扱機能を持つ国際貿易港であり、様々な産業が集積するほか、主要幹線道路とも近接しており、県内をはじめ東海地域の経済を支えています。

近年は、富士山の世界遺産登録を契機にクルーズ船の寄港が増加しており、平成29年には「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されました。

●みなとオアシスマぐろのまち清水

平成30年6月15日(金)、清水港(江尻地区)が「みなとオアシスマぐろのまち清水」として、全国で111番目のみなとオアシスに登録され、6月17日(日)には登録証交付式が開催されました。

清水港は“冷凍マグロ取扱量日本一”を誇る港であり、マグロをテーマにした「みなとオアシス」として登録されることで、「清水マグロ」の認知度向上や観光客誘致による地

域活性化を目指しています。

清水港の冷凍マグロ取扱の拠点にあたる江尻地区には、遠洋漁業船の水揚げや超低温(-60℃)冷蔵庫団地群、マグロの加工場があり、同地区内にある清水魚市場「河岸の市」が、みなとオアシスの代表施設とされています。「河岸の市」は、魚市場に併設された商業施設で、プロの仲卸業者によるマグロを主とした水産物やお土産・飲食の提供が行われており、新鮮なマグロなどが楽しめることから、年間約100万人が利用しています。

また毎年10月には、マグロの解体ショーやマグロのふるまいなどを行う

「清水港マグロまつり」が清水駅東口広場とあわせて開催され、約6万人が来場します。

同施設内には、情報提供施設も完備されており、みなとオアシスを訪れる国内外の観光客に対して、静岡市内の観光情報の提供を行っています。

来年、清水港は開港120周年を迎えます。今回の登録を契機に、官民で連携して清水港を盛り上げていきたいと考えています。



6月17日 登録証交付式



清水魚市場「河岸の市」



清水港全景



清水魚市場「河岸の市」飲食店舗



清水港マグロまつり マグロの解体ショー

近畿

阪南港海岸 忠岡岸和田地区 北水門改良事業

大阪府港湾局 計画調整課 事業グループ

～津波高潮対策事業(老朽化した水門の更新と計画天端高さ不足の解消)～

●はじめに

大阪湾は昭和36年9月の第二室戸台風で、堤防決壊や越波等による大きな被害を受けたため、大阪府では昭和43年度から高潮対策として、満潮時に台風が最悪のコース(室戸台風を想定)を通り、既往最大規模の台風(伊勢湾台風を想定)が来襲することを想定した高潮対策事業を進めているところです。

●阪南港海岸忠岡岸和田地区 津波高潮対策事業の経過

阪南港海岸忠岡岸和田地区は、泉北郡忠岡町と岸和田市に位置し、昭和38年から41年にかけて木材コンビナート用地とともに、防潮堤、水門が整備されました。

防潮堤は、高潮対策事業に係る計画天端高を一部満たしておらず、水門は高さ不足に加えて築50年が経過し、老朽化が著しい状態になっていました。また、平成15年度に実施した東南海・南海地震の津波シミュレーションの結果、当地区においては津波水位が既設の防潮堤の天端高を超えることが判明したため、津波高潮対策事業に着手し、これまでに防潮堤高上げ工事約2.9km、

南水門工事等が完成しました。

また、南海トラフ巨大地震による津波浸水に対応するため、「大阪府地震防災アクションプログラム(平成27年3月)」を策定し、百数十年に一度と高い確率で発生が想定されているマグニチュード8クラスの南海トラフ地震による津波に対して浸水が発生する箇所を重点化し、対策を実施しています。津波を最前線で直接防御する第一線防潮ラインの対策を平成30年度末までに完了させるため、優先的に事業を実施し、平成27年度より北水門の改良事業に着手しており、現在は操作室等建築工事および水門取付け部防潮堤工事を行っている

ところです。

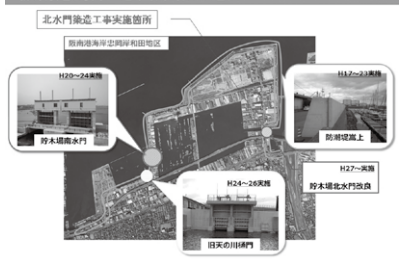
●おわりに

「大阪府地震防災アクションプログラム」に基づき、南海トラフ巨大地震対策として、前面に埋立地がある防潮ラインについても平成35年度完成を目標に対策を行い、府民の安全・安心の確保に努めてまいります。



北水門

阪南港海岸 忠岡岸和田地区



配置図



実施地区

瀬戸田サンセットビーチを活用した 賑わいづくりについて

広島県土木建築局港湾漁港整備課

●はじめに

瀬戸田サンセットビーチは、尾道市と今治市を結ぶしまなみ海道の中央部にある生口島の西岸にあり、風光明媚な美しい瀬戸内の景観に調和した植栽やボードウォークなどを備えた海浜整備により、海と人との共生を見つめたマリリゾートとして、昭和63年から供用しています。

また、平成25年には施設をリニューアルし、年間10万人前後であった利用者が、年間15万人前後に増加しております。

全長800mにわたる白い砂浜と澄んだ青い海は中・四国地方随一の海浜スポーツ公園として利用されており、平成13年には環境省より「日本の水浴場88選」にも認定され、平成30年4月には「みなとオアシス瀬戸田」の構成施設に追加されております。



瀬戸田サンセットビーチ

●「ビーチ」を活用した賑わいづくり

瀬戸田サンセットビーチの海開きは、美しい瀬戸内を守っていく「リフレッシュ瀬戸内」の一環で小中高生や住民らおよそ1,000人が参加するビーチの清掃活動から始まります。海水浴のほか、夏祭りの花火大会やシクロクロス大会など官民が連携して「ビーチ」を活用した、さまざまな催しが毎年行われております。

今後も引き続き、瀬戸田サンセットビーチがより多くの幅広い年齢層の方々に楽しんでいただけるような取組を官民が連携して進め、地域の賑わいに繋げていきたいと考えております。

●お誘い

しまなみ海道には、自転車で瀬戸内海の穏やかで美しい風景を楽しめる「しまなみサイクリングロード」を整備し、国内外を問わず、



リフレッシュ瀬戸内



シクロクロス大会



しまなみサイクリングロード

多くのサイクリストが訪れております。コースには、行き先や行き先までの距離を表示したブルーラインを整備し、はじめての方でも安心して走行することができます。「瀬戸田サンセットビーチ」には、レンタル自転車やお土産なども取り扱っており、お気軽に思う存分瀬戸内を満喫することができますのでぜひお越しください。

マリパーク新居浜（愛媛県新居浜市）が 「みなとオアシスマリパーク新居浜」として登録されました

新居浜港務局

●みなとオアシスマリパーク新居浜

平成30年7月1日に、愛媛県新居浜市のマリパーク新居浜が「みなとオアシスマリパーク新居浜」として登録されました。

マリパーク新居浜は、新居浜市の北東部に位置する海浜リゾート公園で、代表施設として、本格的レストランを併設した各種会議や展示会、結婚披露宴などにも利用できるクラブハウスをはじめ、四国最大級の公共マリナ、スポーツや各種イベントに利用される多目的広場・イベント広場、市内唯一の人工海浜とビーチバレーボール場を持つやしの木ビーチ、総芝生張りのキャンプ場などから構成されています。

平成29年に開催された愛媛国体では、セーリング競技の会場となるなど、県内屈指のマリンスポーツの拠点となっています。



第9回マリ村(ステージショー)

●第9回マリ村にあわせた登録証交付式

マリパーク新居浜の夏の風物詩でもある第9回マリ村（商工会議所青年部主催）開村式の冒頭、浅輪宇充国土交通省大臣官房技術参事官、池田直太国土交通省四国地方整備局次長を迎え、登録証交付式を開催しました。梅雨空の中、地元選出の国会議員である山本順三参議院議員、白石洋一衆議院議員、井原巧参議院議員にもご臨席いただき、「みなとオアシス」への期待膨らむ交付式となりました。

9回を迎えるマリ村は、約1万人の市民を集め、ミュージックフェス、フラダンスなどのステージショー、ミニSL、セーリング体験、パトカー展示や保安部巡視艇体験乗船、子ども免許証発行、ウォーターライダーなど、家族連れで賑わいました。



登録証交付式

●みなとオアシスを活用した地域振興

四国のほぼ中央に位置する新居浜市は、別子銅山により繁栄した街で、住友関係の工場群が沿岸一帯に形成される四国有数の臨海工業都市です。

マリパーク新居浜のある新居浜港東港地区は、背後の経済・生産活動を支える流通機能強化のための公共埠頭整備にあわせ、海洋性レクリエーションも求められました。

マリパーク新居浜（新居浜マリナ）は平成18年5月に「海の駅」に登録され、マリレジャーの拠点となっています。

新居浜市内の「道の駅」マイントピア別子と連携した観光資源のPRをはじめ、近隣施設へのクルーズ船誘致活動にも結びつけたみなとオアシスの取り組みを通じて、さらなる賑わい空間の創出を図っていきます。



みなとオアシスマリパーク新居浜

全国海岸リレー紹介

九州

苅田港海岸(新浜町地区海岸)

福岡県港湾課海岸係

1 はじめに

福岡県北東部の苅田港は、周防灘に面しており、石炭の積出港として昭和19年に開港しました。昭和26年に重要港湾に指定され、昭和43年に貿易港として開港、翌年木材輸入港の指定を受けてからは、急速に港勢を伸ばし、発電所、自動車関連の工場、セメント関連企業等が立地する県営最大の港湾となっています。

今回は、現在整備を行っている苅田港海岸(新浜町地区海岸)について紹介します。

2 苅田港海岸(新浜町地区海岸)

当海岸の背後は自動車関連企業を主とし

た工業地で、過去の台風で高潮による浸水被害が度々発生していることから、浸水防護機能の確保を目的として港湾海岸高潮対策事業による護岸整備を実施し、背後地の保全を図っています。

周辺では、牡蠣の養殖が行われており、水質汚濁等の対策を実施しながら工事を進めております。

3 苅田港の特色

苅田港の周辺では、北九州空港が開港、東九州自動車道(北九州市～宮崎市間)が開通し、高速道路、港湾、空港が半径5km圏内で利用可能な、陸・海・空の三拍子が揃った交通の結節点として、高いポテンシャルを

有する港湾となっており、今後苅田港の役割はますます大きくなるものと期待されています。

現在、新松山地区において工業用地造成を進めており、造成完了部については一部分譲を開始しています。

4 おわりに

福岡県の海岸は、白砂青松の風光明媚な海岸線が続く玄界灘沿岸、背後地に自動車関連企業が多数立地する豊前豊後沿岸、日本最大の干満差を有する有明海沿岸と、それぞれ異なる特徴の沿岸を有しています。

これら沿岸の特徴を踏まえ、「防護」、「環境」、「利用」が調和した美しい海岸づくりを目指し、今後も海岸の整備及び管理を実施していきます。



上空から見た苅田港



完成自動車の荷役状況



新浜町地区海岸の整備状況

沖縄

みなとオアシスひらの登録を受けて

宮古島市建設部港湾課

●はじめに

平良港は、沖縄本島の南西約290km、石垣島の北西133kmの距離にあり、古くから漲水港の名称と呼ばれ、宮古唯一の良港として親しまれ利用されてきました。

昭和33年に琉球政府より重要港湾に指定され、昭和34年には名称を現在の平良港と改められました。

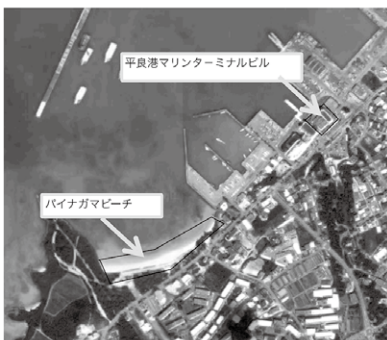


●みなとオアシスひら

近年では、アジアを中心とした外航クルーズの寄港地として注目を集めている港でもあります。みなとオアシスひらの代表施設である平良港マリンターミナルは、5万トンを超えるクルーズ船が寄港した際に、テンドーボートで上陸したクルーズ客がCIQ手続きや観光情報を入手できる施設となっているとともに毎年、海の日に「みなとフェスタ」というイベントが開催されるなど、平良港の賑わい空間となっています。

「みなとオアシスひら」は、宮古島市中心市街地に隣接しており、宮古島市の海の玄関口として、平良港と多良間港を結ぶ定期船フェリー「たらまゆう」の利用者や、クルーズ乗船客、さらには路線バスを利用す

る地域住民などそれぞれの結節点となっていることから、地域住民並びに、観光客等の交流・休憩の場、情報提供の場としての機能を有しています。さらに、地域イベント開催の場として活用することにより、地域住民同士の交流をはじめ、観光客への「おもてなし」を向上させ、平良港、さらには隣接する中心街地における交流を促進し、商店街等の活性化を図って行きます。



平良港マリンターミナルビル



ハーリー(海神祭)の様子



「みなとオアシスひら」登録証交付式



みなとフェスタ2018の様子
宮古島市のマスコットキャラ「みーや」と記念撮影



みなとフェスタ海の生き物タッチプール



データで見る海岸・防災

①東日本大震災で被災した港湾・海岸の復旧状況

○東日本大震災では八戸港から鹿島港など26港^{※1}が被災しました。その被災報告額は約4,138億円に及んでいます。

○各港に設置された協議会において策定された「産業・物流復興プラン」に基づき、復旧工程計画に定められた全ての港湾施設については、平成30年3月に復旧完了しました。また、復旧に期間を要する港湾施設、海岸保全施設については、工程管理等適切に実施し早期の完了を目指します。

1 (a)港湾の復旧状況(暫定利用可能岸壁数)(平成30年6月末現在)

八戸港以南の水深4.5m以深の公共岸壁(公社含む)が対象。

港名	港格	①震災前 バース数	②暫定利用 可能バース数 ※2	(②/①)	③本復旧済み バース数 ※3	(③/①)	④本復旧工事 着手済みバース数 ※4	(④/①)	
1	八戸港	重要	44	44	100%	44	100%	44	100%
2	久慈港	重要	24	24	100%	24	100%	24	100%
3	宮古港	重要	26	26	100%	26	100%	26	100%
4	釜石港	重要	7	7	100%	7	100%	7	100%
5	大船渡港	重要	10	10	100%	10	100%	10	100%
6	仙台塩釜港 (石巻港区)	国際拠点	31	31	100%	27	87%	27	87%
	仙台塩釜港 (塩釜港区)	国際拠点	20	20	100%	18	90%	18	90%
	仙台塩釜港 (仙台港区)	国際拠点	22	22	100%	22	100%	22	100%
7	相馬港	重要	13	13	100%	13	100%	13	100%
8	小名浜港	重要	72	72	100%	72	100%	72	100%
9	茨城港 (日立港区)	重要	18	18	100%	18	100%	18	100%
	茨城港 (常陸那珂港区)	重要	25	25	100%	25	100%	25	100%
	茨城港 (大洗港区)	重要	13	13	100%	13	100%	13	100%
10	鹿島港	重要	18	18	100%	18	100%	18	100%
小計(国際拠点港湾・重要港湾)			343	343	100%	337	98%	337	98%
1	八木港	地方	4	4	100%	4	100%	4	100%
2	小本港	地方	1	1	100%	1	100%	1	100%
3	気仙沼港	地方	6	6	100%	5	83%	6	100%
4	女川港	地方	4	4	100%	4	100%	4	100%
5	久之浜港	地方	1	1	100%	1	100%	1	100%
6	江名港	地方	7	7	100%	7	100%	7	100%
7	中之作港	地方	7	7	100%	7	100%	7	100%
小計(地方港湾)			30	30	100%	29	97%	30	100%
合計			373	373	100%	366	98%	367	98%

※1 上記17港の他、御崎港、雄勝港、金華山港、表浜港、荻浜港、翁島港、川尻港、河原子港、土浦港にて被災し、計26港が被災。

※2 港長(海上保安部)、港湾管理者、地方整備局(東北、関東)の確認により暫定利用が可能と判断された施設。
施設の大部分で復旧工事が必要であり、利用にあたっては、吃水制限や上載荷重制限がかかっている施設もある。

②暫定利用可能バース数には、③本復旧済みバース数も含む。

※3 査定を受けて採択された災害復旧事業が完了したバース数(被害のない施設も含む)。

※4 着手済みは工事契約済みの施設。

(b)港湾海岸の復旧状況(平成30年6月末現在)

港湾海岸の復旧状況

	地区海岸数	被災地区海岸数(注)				
		うち本復旧 工事着工済	(着工率)	うち本復旧 工事完了	(完了率)	
被災6県計	113	58	57	(98%)	27	(47%)
青森県	34	1	1	(100%)	1	(100%)
岩手県	14	13	13	(100%)	7	(54%)
宮城県	35	31	30	(97%)	6	(19%)
福島県	11	8	8	(100%)	8	(100%)
茨城県	7	3	3	(100%)	3	(100%)
千葉県	12	2	2	(100%)	2	(100%)

(参考1)海岸全体の復旧状況(農林水産省及び水産庁所管海岸を含む)

	地区海岸数	被災地区海岸数(注)				
		うち本復旧 工事着工済	(着工率)	うち本復旧 工事完了	(完了率)	
被災6県計	983	497	491	(99%)	277	(56%)
青森県	275	7	7	(100%)	7	(100%)
岩手県	120	108	108	(100%)	60	(56%)
宮城県	286	261	255	(98%)	112	(43%)
福島県	109	85	85	(100%)	62	(72%)
茨城県	82	26	26	(100%)	26	(100%)
千葉県	111	10	10	(100%)	10	(100%)

(参考2)海岸の復旧状況の推移(被災6県計)

	地区海岸数	被災地区海岸数(注)				
		うち本復旧 工事着工済	(着工率)	うち本復旧 工事完了	(完了率)	
平成27.3末時点	983	501	397	(79%)	105	(21%)
平成28.3末時点	983	501	440	(88%)	148	(30%)
平成29.3末時点	983	498	489	(98%)	277	(56%)
平成30.6末時点	983	497	491	(99%)	277	(56%)

(注)福島県の帰還困難区域は含まれていない

復旧を行わないとした地区海岸として、平成26年9月末より3地区海岸、平成29年3月末に1地区海岸、平成30年3月末より2地区海岸、6月末に1地区海岸を除外

平成26年9月末より、復旧を行わないとした3地区海岸を除外

平成29年3月末より、復旧を行わないとした1地区海岸を除外、平成30年3月より、復旧を行わないとした2地区海岸を除外

データで見る海岸・防災

②「港湾の事業継続計画」を踏まえた防災訓練の実施状況一覧（平成30年6月末現在）

港名	協議会等名称	設立時期	策定期間	訓練実施状況	実施時期	備考
室蘭港	室蘭港湾BCP協議会	H27.11.25	H28.3.31	○	H30.1.25	H30.11月頃実施予定
苫小牧港	苫小牧港湾BCP協議会	H26.7.1	H27.3	○	H30.3.6	H31.2月頃実施予定
石狩湾新港	石狩湾新港湾BCP協議会	H28.10.4	H29.3.7	-		
稚内港	稚内港湾BCP協議会	H28.6.27	H29.3.3	○	H29.10.3	H30.11月頃実施予定
函館港	函館港湾事業継続連絡協議会	H28.7.1	H29.2.8	○	H30.3.14	H31.3月頃実施予定
小樽港	小樽港湾BCP協議会	H28.11.4	H29.3.30	○	H30.2.27	H31.2月頃実施予定
釧路港	釧路港湾BCP協議会	H24.11.28	H26.3.31	○	H28.1.8	H30.12月頃実施予定
留萌港	留萌港湾BCP協議会	H27.8.25	H28.12.27	○	H30.2.14	
十勝港	十勝港湾BCP策定協議会	H28.6.30	H28.9.20	○	H29.11.14	H30.10.2実施予定
紋別港	紋別港湾BCP協議会	H28.5.27	H29.3.28	○	H29.10.5	H30.10.29実施予定
網走港	網走港湾BCP協議会	H28.12.16	H29.3.24	○	H30.3.23	H31.2月頃実施予定
根室港	根室港湾BCP協議会	H29.3.23	H29.3.29	-		H30.12月頃実施予定
八戸港	八戸港湾機能継続協議会	H25.6.14	H25.3	○	H29.11.5	H30.12月頃実施予定
青森港	青森港湾機能継続協議会	H25.7.29	H26.3	○	H29.12.20	H30.10.12実施予定
むつ小川原港	むつ小川原港湾機能継続協議会	H27.9.4	H28.3.2	○	H30.2.6	H30.11月頃実施予定
宮古港	宮古港湾機能継続協議会	H27.2.24	H27.6.30	-		H30.12月頃実施予定
大船渡港	大船渡港湾機能継続協議会	H27.2.26	H27.6.30	-		H30.12月頃実施予定
久慈港	久慈港湾機能継続協議会	H27.2.23	H27.6.30	-		H30.12月頃実施予定
釜石港	釜石港湾機能継続協議会	H25.8.2	H27.6.30	○	H29.2.6	H30.12月頃実施予定
仙台塩釜港	仙台塩釜港湾機能継続協議会	H25.7.23	H27.3	○	H27.11.5	H30.11月頃実施予定
秋田港	秋田港湾機能継続協議会	H25.5.29	H26.10	○	H29.11.2	H30.11月頃実施予定
船川港	船川港湾機能継続協議会	H25.5.29	H26.10	○	H29.11.2	H30.11月頃実施予定
能代港	能代港湾機能継続協議会	H25.5.29	H26.10	○	H29.11.2	H30.11月頃実施予定
酒田港	酒田港湾機能継続協議会	H25.5.28	H27.3	○	H30.6.21	H30.10月頃実施予定
小名浜港	小名浜港湾機能継続協議会	H25.7.24	H26.11	○	H29.2.17	
相馬港	相馬港湾機能継続協議会	H27.3.3	H28.3.2	○	H30.3.8	
茨城港	港湾BCPによる協働体制構築に関する茨城港連絡協議会	H24.7.26	H29.3.31	-		H31.2月頃実施予定
鹿島港	港湾BCPによる協働体制構築に関する鹿島港連絡協議会	H24.7.27	H29.3.31	-		H31.2月頃実施予定
千葉港	千葉港BCP連絡協議会	H24.10.10	H26.6.9	○	H28.1.20	H31.3月頃実施予定
木更津港	木更津BCP連絡協議会	H25.2.27	H26.6.9	○	H28.1.20	H31.3月頃実施予定
東京港	港湾BCPによる協働体制構築に関する東京港連絡協議会	H24.5.18	H25.3.4	○	H30.4.26	H30.10月頃実施予定
横浜港	港湾BCPによる協働体制構築に関する横浜港連絡協議会	H21.9.8	H27.3.23	○	H30.6.26	H30.9月頃実施予定
川崎港	港湾BCPによる協働体制構築に関する川崎港連絡協議会	H23.2.21	H27.3.24	○	H30.6.22	H30.9月頃実施予定
横須賀港	港湾BCPによる協働体制構築に関する横須賀港連絡協議会	H24.3.30	H27.3.19	○	H29.5.19	H30.8月頃実施予定
新潟港	新潟港湾BCP協議会	H25.3.15	H26.3.25	○	H28.7.28	
両津港	佐渡地域港湾BCP協議会	H25.10.25	H26.3.20	-		
小木港	佐渡地域港湾BCP協議会	H25.10.25	H26.3.20	-		
直江津港	直江津港湾BCP協議会	H25.11.29	H27.2.27	-		H30.12月頃実施予定
伏木富山港	伏木富山港災害時における官民連携協議会	H25.2.25	H26.12.19	○	H28.2.22	H31.2月頃実施予定
七尾港	七尾港災害時連携協議会	H25.3.27	H27.3.31	-		
金沢港	金沢港災害時連携協議会	H24.7.2	H26.3.31	○	H27.2.19	H31.2月頃実施予定
敦賀港	事業継続検討会	H25.3.19	H28.1.18	-		H31.2月頃実施予定
清水港	清水港防災対策連絡協議会	H25.7.8	H27.2	○	H30.6.25	
田子の浦港	田子の浦港防災対策連絡協議会	H25.9.24	H26.3	○	H30.3.9	H30.12月頃実施予定
御前崎港	御前崎港みなと機能継続計画策定協議会	H26.1.23	H26.7	○	H30.3.15	H30.8.30実施予定
名古屋港	名古屋港BCP協議会	H27.3.25	H27.6.1	○	H30.1.12	
衣浦港	衣浦港BCP協議会	H27.3.20	H27.3.20	○	H29.10.20	H30.10月頃実施予定
三河港	三河港BCP協議会	H27.3.20	H27.3.20	○	H29.11.08	H30.10月頃実施予定
四日市港	四日市港BCP協議会	H27.10.8	H27.10.8	○	H30.3.15	H31.1月頃実施予定
津松阪港	津松阪港湾機能継続計画協議会	H27.10.8	H27.10.8	○	H30.3.9	
尾鷲港	尾鷲港湾機能継続計画協議会	H28.11.17	H29.3.10	○	H30.2.27	
舞鶴港	京都舞鶴港湾BCP協議会	H27.7.9	H29.3.2	○	H29.9.2	H31.1月頃実施予定
大阪港	大阪港BCP協議会	H27.3.25	H28.3.18	○	H30.1.17	H31.1月頃実施予定
堺泉北港	堺泉北港湾事業継続計画協議会	H27.9.28	H28.3.24	○	H30.1.17	H31.1月頃実施予定
阪南港	阪南港湾事業継続計画協議会	H27.9.28	H28.3.24	○	H30.1.17	H31.1月頃実施予定
神戸港	神戸港湾BCP協議会	H27.11.5	H28.3.17	○	H30.5.30	
姫路港	姫路港湾BCP協議会	H29.2.10	H29.3.23	○	H30.2.7	H31.2月頃実施予定
尼崎西宮芦屋港	尼崎西宮芦屋港湾BCP協議会	H27.12.11	H28.2.18	○	H30.2.8	H31.2月頃実施予定
東播磨港	東播磨港湾BCP協議会	H28.11.30	H29.3.28	○	H30.2.9	H31.2月頃実施予定
和歌山下津港	和歌山下津港湾機能継続協議会	H27.8.5	H28.3.30	○	H29.11.2	H31.2月頃実施予定
日高港	日高港湾機能継続協議会	H28.12.1	H29.3.1	-		H31.3月頃実施予定
鳥取港	鳥取港BCP連絡協議会	H27.5.15	H28.3.15	○	H29.3.9	

境 港	境港BCP(事業継続計画)連絡協議会	H27.12.7	H28.3.25	○	H30.3.1	
浜 田 港	浜田港・三隅港BCP連絡協議会	H28.2.12	H28.7.25	-		
三 隅 港	浜田港・三隅港BCP連絡協議会	H28.2.12	H28.7.25	-		
西 郷 港	西郷港BCP連絡協議会	H28.2.9	H29.3.3	○	H30.2.21	H31.2月頃実施予定
岡 山 港	岡山港BCP協議会	H27.12.24	H29.3.15	-		
宇 野 港	宇野港BCP協議会	H27.11.19	H29.3.15	○	H30.2.19	
水 島 港	水島港BCP協議会	H27.12.22	H29.3.15	-		
福 山 港	福山港BCP連絡協議会	H28.7.19	H29.3.30	○	H30.2.28	
尾道糸崎港	尾道糸崎港BCP連絡協議会	H28.7.28	H29.3.30	○	H30.2.22	
広 島 港	広島港BCP連絡協議会	H28.4.25	H29.3.30	○	H30.2.1	
呉 港	呉港BCP連絡協議会	H28.3.25	H29.3.31	-		
岩 国 港	岩国港事業継続計画協議会	H27.11.11	H29.2.28	○	H30.5.21	
徳山下松港	徳山下松港事業継続計画協議会	H27.12.21	H29.2.21	○	H30.6.12	
三田尻中関港	三田尻中関港事業継続計画協議会	H27.11.26	H29.2.15	○	H30.6.27	
宇 部 港	宇部港・小野田港BCP協議会	H27.12.17	H29.2.20	○	H30.7.4	
小 野 田 港	宇部港・小野田港BCP協議会	H27.12.17	H29.2.20	○	H30.7.4	
徳島小松島港	大規模災害時における徳島小松島港の機能継続協議会	H27.1.23	H26.3	○	H30.3.26	H31.3月頃実施予定
橘 港	大規模災害時における橘港の機能継続協議会	H28.3.29	H28.2.19	○	H30.3.26	H31.3月頃実施予定
坂 出 港	坂出港機能継続連絡協議会	H28.3.22	H29.2	○	H29.11.17	H30.11月頃実施予定
高 松 港	高松港連絡協議会	H23.9.14	H23.9	○	H30.3.9	今年度は訓練見送込み
宇 和 島 港	宇和島港機能継続連絡協議会	H28.9.9	H29.1	○	H29.7.19	
松 山 港	松山港機能継続連絡協議会	H26.1.17	H27.3	○	H29.1.12	H31.2月頃実施予定
東 予 港	東予港港湾BCP協議会	H28.11.11	H29.2	○	H29.7.19	H31.2月頃実施予定
三島川之江港	三島川之江港湾BCP協議会	H28.11.11	H29.2	○	H29.7.19	H31.2月頃実施予定
今 治 港	今治港連絡協議会	H28.6.29	H28.9	○	H29.11.8	
新 居 浜 港	新居浜港湾BCP協議会	H28.8.5	H29.3	○	H29.7.19	H31.2月頃実施予定
高 知 港	高知港機能継続連絡協議会	H25.10.23	H25.2	○	H30.5.27	
須 崎 港	須崎港機能継続連絡協議会	H26.12.24	H26.3	○	H27.11.26	
宿 毛 湾 港	宿毛湾港機能継続連絡協議会	H27.1.9	H27.3	○	H28.6.5	
下 関 港	下関港事業継続推進協議会	H27.12.2	H28.3.10	○	H30.3.15	
北 九 州 港	北九州港事業継続推進連絡会	H27.3.27	H27.3	○	H30.1.20	H30.8.30実施予定
博 多 港	博多港事業継続推進協議会	H29.2.16	H29.3.27	-		
苅 田 港	苅田港湾BCP策定協議会	H28.8.9	H29.3.16	-		
三 池 港	三池港湾BCP策定協議会	H28.8.1	H29.3.15	-		
唐 津 港	唐津港湾BCP協議会	H28.12.1	H29.3.16	○	H30.3.27	
伊 万 里 港	伊万里港湾BCP協議会	H28.12.1	H29.3.17	○	H30.3.27	
佐 世 保 港	佐世保港湾事業継続推進協議会	H28.12.26	H29.3.28	-		H31.2月頃実施予定
長 崎 港	長崎港湾BCP協議会	H28.1.29	H29.2.21	○	H29.7.14	H30.7.6実施予定
福 江 港	福江港湾BCP協議会	H28.3.18	H29.3.14	○	H30.3.14	
郷ノ浦港	郷ノ浦港湾BCP協議会	H28.7.21	H29.2.1	○	H30.3.9	
巖 原 港	巖原港湾BCP協議会	H28.3.14	H28.11.29	○	H29.9.1	H30.10月頃実施予定
熊 本 港	熊本港湾事業継続推進協議会	H29.2.20	H29.3.24	○	H30.6.21	
三 角 港	三角港湾事業継続推進協議会	H29.2.27	H29.3.24	○	H30.6.19	
八 代 港	八代港湾事業継続推進協議会	H29.2.21	H29.3.24	○	H30.6.15	
中 津 港	中津港湾BCP連絡協議会	H27.3.11	H27.3	-		H3 1.4月頃実施予定
別 府 港	別府港湾BCP連絡協議会	H27.8.18	H27.8.18	-		H3 1.4月頃実施予定
大 分 港	大分港湾BCP連絡協議会	H26.5.22	H26.10	-		H3 1.4月頃実施予定
津 久 見 港	津久見港湾BCP連絡協議会	H27.2.10	H27.2	-		H3 1.4月頃実施予定
佐 伯 港	佐伯港湾BCP連絡協議会	H27.1.27	H27.1	-		H3 1.4月頃実施予定
細 島 港	細島港湾事業継続推進協議会	H25.1.25	H25.3.26	○	H30.3.15	
宮 崎 港	宮崎港湾事業継続推進協議会	H25.8.30	H25.11.26	○	H29.11.3	H30.9.19実施予定
油 津 港	油津港湾事業継続推進協議会	H25.11.18	H26.2.14	○	H29.11.1	H30.11.1実施予定
鹿 児 島 港	鹿児島港湾事業継続推進協議会	H28.11.22	H29.2.10	-		
志 布 志 港	志布志港湾事業継続推進協議会	H27.3.11	H27.6.15	○	H29.11.1	H30.11.1実施予定
川 内 港	川内港湾事業継続推進協議会	H28.2.9	H28.3.31	-		
名 瀬 港	名瀬港湾事業継続推進協議会	H28.2.4	H28.3.7	-		
西 之 表 港	西之表港湾事業継続推進協議会	H28.3.3	H28.3.3	-		
那 覇 港	那覇港湾BCP協議会	H28.10.28	H28.12.13	○	H30.7.18～19	
平 良 港	平良港湾BCP協議会	H28.1.29	H28.3.25	○	H29.7.20	H30.11月頃実施予定
石 垣 港	石垣港湾BCP協議会	H28.10.26	H29.1.31	○	H29.11.9	H30.11月頃実施予定
運 天 港	運天港湾BCP連絡協議会	H28.12.27	H29.1.31	-		H31.3月頃実施予定
金 武 湾 港	金武湾港湾BCP連絡協議会	H28.12.27	H29.1.31	-		H31.3月頃実施予定
中 城 湾 港	中城湾港湾BCP連絡協議会	H28.12.27	H29.1.31	○	H29.7.20	H31.1月頃実施予定

データで見る海岸・防災

③各地域における東日本大震災以降の想定津波の検討状況(平成30年6月末現在)

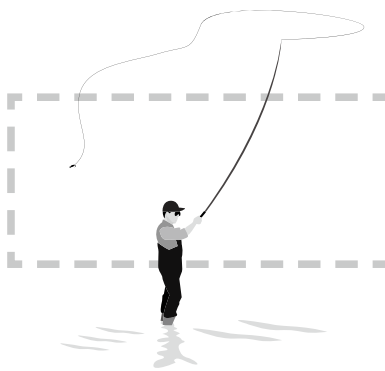
[凡例] ◎：検討結果公表済、○：検討中、()内は公表日または検討開始日、☆：津波防災地域づくり法に基づき設定

地方	地域		L1 津波の検討状況		L2 津波の検討状況	
				想定津波高 (T.P.)		想定津波高 (T.P.)
北海道	北海道	太平洋側	◎ (H25.2)	1.3 ~ 12.8 m ※津波のせり上がり高	◎ (H24.6)	1.1 ~ 34.6 m
		日本海側	◎ (H29.8)	1.4 ~ 5.0 m ※津波のせり上がり高	○ (H24年度~) ☆	
		オホーツク海側	—		—	
東北	青森県	太平洋側	◎ (H25.1 検討済) (八戸港公表 H25.3)	2.1 ~ 7.0 m 八戸港内のみ公表	◎ (H27.3) ☆	1.5 ~ 23.5 m
		陸奥湾		非公表	◎ (H27.3) ☆	1.1 ~ 3.7 m
		日本海側		非公表	◎ (H27.3) ☆	1.6 ~ 22.6 m
		秋田県	◎ (H25.9)	3.0 ~ 6.0 m	◎ (H28.3) ☆	9.8 ~ 14.1 m
		山形県	◎ (H27.3)	3.6 ~ 4.5 m	◎ (H28.3)	8.8 ~ 13.3 m
		岩手県	◎ (H23.10)	4.8 ~ 13.7 m	◎ (H23.10)	非公表
		福島県	◎ (H23.10)	2.4 ~ 8.7 m	○ (H23.7~) ☆	未公表
		宮城県	◎ (H23.9)	1.5 ~ 13.7 m	◎ (H23.9)	2.4 ~ 24.0 m
関東		茨城県	◎ (H24.8)	3.1 ~ 4.2 m ※各地域海岸の最大水位	◎ (H24.8) ☆	4.1 ~ 14.8 m
	千葉県	東京湾沿岸 千葉東沿岸	◎ (東京湾 H25.3) (千葉東 H25.5)	2.6 ~ 4.9 (東京湾) 1.2 ~ 7.8 (千葉東)	○	
		東京都	東京湾内	—		◎ (H24.4 元禄型関東地震、 東京湾北部地震)
		伊豆 小笠原諸島	◎ (H26.1)	2.5 ~ 6.8 m	◎ (H24.4：元禄型関東地震) (H25.5：南海トラフ巨大地震・ 元禄型関東地震)	7.3 ~ 24.5 m
		神奈川県	◎ (H27.1)	1.8 ~ 7.1 m	◎ (H27.3) ☆	3.5 ~ 24.9 m
北陸		新潟県	○ (H25.10~)		◎ (H29.11.15) ☆	1.4 ~ 11.0m
		富山県	○ (H29.3)	未公表	◎ (H29.2) ☆	2.4 ~ 10.2 m
		石川県	検討済 (H30.3)	未公表	◎ (H29.5) ☆	1.0 ~ 20.0 m
		福井県	—		◎ (H24.9)	0.8 ~ 8.7 m
中部		静岡県	◎ (H27.6.18)	1.0 ~ 15.0 m	◎ (H27.1.30) ☆	1.0 ~ 33.0 m
		愛知県	◎ (H26.11~)	2.6 ~ 10.2 m	◎ (H26.11~) ☆	2.2 ~ 20.6 m
		三重県	◎ (H26.3~)	2.3 ~ 11.7 m	◎ (H27.3) ☆	4.0 ~ 27.0 m

[凡例] ◎:検討結果公表済、○:検討中、()内は公表日または検討開始日、☆:津波防災地域づくり法に基づき設定

地方	地域	L1 津波の検討状況		L2 津波の検討状況		
			想定津波高 (T.P.)		想定津波高 (T.P.)	
近畿	大阪府	◎ (H28.4)	1.6 ~ 4.2 m	◎ (H25.8) ☆	3.2 ~ 4.9 m	
	兵庫県	◎ (H28.4:大阪湾・播磨) (H28.3:淡路) ○ (H29.4~:但馬)	1.7 ~ 5.8 m	◎ (H25.12:大阪湾・淡路) (H26.2:播磨) ◎ (H30.3:但馬)	2.0 ~ 8.1 m	
	和歌山県	◎ (H26.10:東海・東南海・南海3連動地震)	~ 9.9 m	◎ (H25.3) ☆	~ 18.3 m	
	京都府	○ (H28.3)		◎ (H28.3) ☆	0.6 ~ 10.9 m	
中国	岡山県	◎ (H26.4.15)	1.9 ~ 3.0 m	◎ (H25.3 及び H25.7) ※1 ☆	2.3 ~ 3.3 m	
	広島県	◎ (H26.9)	2.1 ~ 3.1 m	◎ (H25.3) ☆	3.1 ~ 4.0 m	
	山口県	瀬戸内海側	◎ (H27.11)	1.6 ~ 2.8 m	◎ (H25.12) ☆	2.4 ~ 3.8 m
		日本海側	◎ (H27.11)	1.4 ~ 2.5 m	◎ (H27.3) ☆	2.0 ~ 6.0 m
	鳥取県	◎ (H30.3~)	1.9 ~ 3.2m	◎ (H30.3~) ☆	3.7 ~ 7.4 m	
	島根県	◎ (H29.3.24)	0.9 ~ 5.9 m	◎ (H29.3.24) ☆	4.2 ~ 7.9 m	
四国	高知県	◎ (H25.11)	2.7 ~ 19.3 m	◎ (H24.12) ☆	13.0 ~ 34.0 m	
	徳島県	◎ (H25.3)	2.0 ~ 13.1 m	◎ (H24.10) ☆	2.1 ~ 20.9 m	
	香川県	◎ (H26.3)	2.3 ~ 3.2 m	◎ (H25.3) ☆	2.8 ~ 3.8 m	
	愛媛県	◎ (H26.6)	2.4 ~ 5.4 m	◎ (H25.6) ☆	3.1 ~ 21.3 m	
九州	福岡県	検討済 (H29.3)	未公表	◎ (H28.2) ☆	1.8 ~ 4.6 m	
	佐賀県	—		◎ (H27.7) ☆	2.2 ~ 3.5 m	
	長崎県	○ (H24.4~)		◎ (H26.3) ☆	2.0 ~ 7.0 m	
	熊本県	—		◎ (H25.3) ☆	2.0 ~ 3.8 m	
	大分県	検討済 (H27.9)	未公表	◎ (H25.2) ☆	2.7 ~ 13.5 m	
	宮崎県	◎ (H25.12)	2.4 ~ 7.8 m	◎ (H25.2) ☆	8.8 ~ 16.0 m	
	鹿児島県	検討済 (H27.3)	未公表	◎ (H26.9) ☆	2.2 ~ 12.8 m	
沖縄	沖縄県	◎ (H28.3)	1.0 ~ 2.6 m	◎ (H27.3) ☆	2.8 ~ 34.3 m	

※1:岡山県においては、津波防災地域づくり法に基づいた津波浸水想定を行い、浸水想定図等をH25.3に公表していたが、地域防災計画の見直しを進めるに当たり、新たに国の被害想定に準じて「津波の越流後に堤防等が破壊される」条件での津波浸水想定を行い、地震・津波被害想定をH25.7に公表している。



親子投げ釣り教室

愛知県釣りインストラクター連絡機構
顧問 大田 豊明



♪ 青い月夜の浜辺には
親を探して 鳴く鳥が
波の国から 生まれでる
濡れたつばさの 銀の色 ♪

♪ 夜鳴く鳥の 悲しさは
親を尋ねて 海こえて
月夜の国へ 消えてゆく
銀のつばさの 浜千鳥 ♪

(曲名「浜千鳥」作詞：鹿島鳴秋。
作曲：弘田龍太郎)

今年も子どもたちの歓声が華やぐ
秋の釣りシーズンがやってきた。

ここは名古屋の南に突き出た知多
半島南部の美浜町。いまや都会では
貴重となった自然の海浜が広がる。春
～夏は潮干狩りや海水浴、秋には釣り
人が集う白砂遠浅の海は「白いなぎ
さの郷」と呼びたい。

9月8日(土)～9日(日)に開催され
た愛知県美浜少年自然の家主催「親



始めのつどい

子投げ釣り教室」を紹介しよう。参加
者は19家族54人。

後援は県の教育委員会、協力が
我々釣りインストラクターと投げ釣り
団体全日本サーフのベテラン講師た
ち。この日に備え8月下旬に参加講師

を対象にした研修を行った。内容は指
導者の心得、教え方、安全教育など
である。

我々が当教室のお手伝いを始めて
今年で21年になる。その間巣立った
家族は2千人をはるかに超えた。



釣りの基礎基本



投げ方の基本練習



釣りの指導



釣り指導

釣り教室を運営するには各種教材や釣り小物などが要る。未来の釣り人を育む趣旨に賛同し、今年も釣り具メーカーのがまかつ、グローブライド、マルキュー各社様のあたたかいご支援を頂いた。

当教室は毎秋、一泊二日のスケジュールで釣りの基本、安全、マナーなどを学びながら親子のふれあいを深める役割も果たしている。カリキュラムは初日の午後から講堂で投げ釣りの基礎基本、糸の結び方、安全などを学ぶ。その後グラウンドでゴムボールを付けて正確に真っ直ぐ投げる練習



見つめる竿先

を積み、できるようになれば海浜に出て実釣に挑む。フィールドは伊勢湾に面した穏やかな砂浜。生徒も講師も全員が救命胴衣を着用し、海岸本部にはAEDを常備して救急に備える。

17時に釣りを終えて夕食。その後反省点をアドバイスして初日を終える。2日目は早朝から釣りを楽しみ、海辺の清掃をして昼前にすべての日程を終える。

当日は日本列島を東西に秋雨前線が居座り、あいにくの雨模様だった。今年は災害と異常気象の続く年で、東海地方でも観測史上初となる最高気温40℃超えを記録し、猛暑日が34日もあった。このことは海にも影響を及ぼし、伊勢湾、三河湾で海水温が30℃を超える異常さ。特に三河湾ではこの現象が8日もあった。データは愛知県水産試験場の観測ブイによるもので、水面下3.5mの測定値である。過去のデータで30℃を超えたのは1994年8月(6日間)、2002年8月(6日間)、2010年7月(5日間)と8月(2日間)、2011年8月(4日間)、2013年8月(6日間)の5回あった。これをみると近年の発生間隔



キス釣果



セイゴのダブル



セイゴ釣果

が狭まっているのがわかる。94年当時、「海が沸いた」と表現したという。沖合の水温がこれだけ高ければ、遠浅の海浜はもっと高温になったと想像できる。高水温が魚貝類のへい死に直接つながるといよりも、高水温に伴って拡大した貧酸素水塊による酸欠が恐ろしい。94年はアサリなどの大量死が記録されている。

続く秋雨の影響でさしもの海水温も下がり、海中の酸素量も安定し、今年の釣り教室はまれにみる好釣果であった。全員がキスやセイゴなどを釣り、浜は子どもたちの喜びに溢れた。

参加者のアンケートには釣りの感動と感謝の言葉が綴られている。そのベースには「遠浅の自然海浜」があつてこそ。自然のなぎさや干潟などを未来へつなぐことは我々大人の役割である。なぎさでの少年少女の破顔と歓声がいまも脳裏にこだまする。

釣りの子のその手に余る落ちの鱈
きす
豊明



拾い集めたゴミを前に



集合写真

「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（H30年8月）」の 出版のお知らせ

H23年3月の東北地方太平洋沖地震・津波によって大きな被害が発生したことを受け、また近年の技術の進展等を踏まえ、H16年に作成された「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」がこの8月に改訂されました。

（公社）日本港湾協会では、改訂された「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」を販売しております。

「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」の 改訂のポイント

- ・設計津波、津波波力
- ・設計を超える外力に対して施設の損傷等を軽減する機能
- ・設計津波を生じさせる地震
- ・うねり、マウンド透過波
- ・人工リーフ・潜堤
- ・水門、樋門、陸閘の設計および自動化・遠隔操作化
- ・維持管理

に関する記述の追加や充実が行われました。

本書はA4判、366頁で、
価格は7000円（税抜き）です。

購入を希望する方は、日本港湾協会のホームページ（<https://www.phaj.or.jp/>）の右上の「書籍 本の購入」からお申し込みください。

海岸保全施設の 技術上の基準・同解説

平成30年8月

全国農地海岸保全協会
公益社団法人全国漁港漁場協会
一般社団法人全国海岸協会
公益社団法人日本港湾協会

| 編 | 集 | 後 | 記 |

今月号では、西日本豪雨の対応について、掲載いたしました。本年は、西日本豪雨をはじめとして、台風19・20・21号、北海道胆振東部地震により、各地で災害が発生し、大きな被害となりました。猛暑日も頻発し、熱中症で緊急搬送される方も多くいることから、これからは従来の防災対策に加え、熱中症対策にも備えなければと感じました。

また、常日頃から、海をきれいにするため様々な活動をしている方々を紹介させていただきました。その活動は多くの市民、企業、団体などのボランティア活動によって支えられております。本誌で紹介できたのはほんの一部ですが、全国にこうした清掃活動などに取り組む方々が多くいらっしゃることはとても素晴らしいことだと思いますし、私も自分にできることから行動していきたいと思います。これからも、世界に誇れる美しい日本の海岸をみんなの心遣いで守り、次の世代に引き継いでいければと思います。



原稿募集のお知らせ

本誌では、読者相互の交流・情報交換を図るため、読者の皆様からの投稿コーナーを設けています。採用させていただいた方には薄謝、掲載誌を差し上げます(応募者多数の場合は、すべて掲載できないこともあります)。皆様のご応募、お待ちしております。

■コラム「私と海岸」(毎号2名程度掲載予定)

ビーチ・海岸に関わる趣味の話、体験談、失敗談、おもしろ話、身近なこと、旅行話等、なんでも結構ですので、気軽にご投稿ください。

- ①文字数: 1,000~1,500字程度(本誌1ページ分) ②テーマに沿ったお写真2~3枚程度

■「TOPICS」

「波となぎさ」に掲載された活動の“その後”をお知らせしたい、「今、こんな取り組みをしています」——そうした情報の原稿をお待ちしています。

- ①文字数: 1,500字程度(本誌1ページ分) ②テーマに沿ったお写真、図表2~4枚程度

■「ビーチライフ」

皆様の「ビーチライフ」に関するさまざまな活動や体験についての原稿を募集します。

- ①文字数: 4,000~6,000字程度(本誌2ページ分) ②テーマに沿ったお写真、図表3~7枚程度

■原稿送付先：郵送、FAX、メールにて承ります。

原稿形式は、データ、原稿用紙いずれも承ります。原稿送付の際には後日編集部からご連絡させていただきますので、ご連絡先等を必ず明記してください。

- ①郵送先: 〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階 日本港湾協会内 港湾海岸防災協議会
「波となぎさ」編集担当宛
②FAX: 03-3505-5400
③e-mail: naminagi@tbss.co.jp

※原稿に関するお問い合わせは上記連絡先③へメールにてお問い合わせください。



発行 平成30年10月31日
発行所 港湾海岸防災協議会
〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル8階
TEL. 03-5549-9575 (代表)
発行兼編集者 佐々木 利広
印刷所 株式会社 TBS サービス
〒107-8482 東京都港区赤坂5-3-6
TEL. 03-3505-7148

本誌の購読については、上記発行所にお問い合わせください。

その先の向こうへ

GOING FURTHER

1896年、広島県呉市にて創業した当社は、
進取気鋭の精神と先端の建設技術をもって社会に貢献し、
社会とともに成長してきました。
新たなフィールドへ常に挑戦し続ける心は、
いまでも当社のDNAに引き継がれています。
時代が変わっても変わらないチャレンジスピリットと、
時代の変化に応じた柔軟な自己革新力。
現状に甘んじることなく、一步一步着実に前に進む。
その先の向こうへ…五洋建設

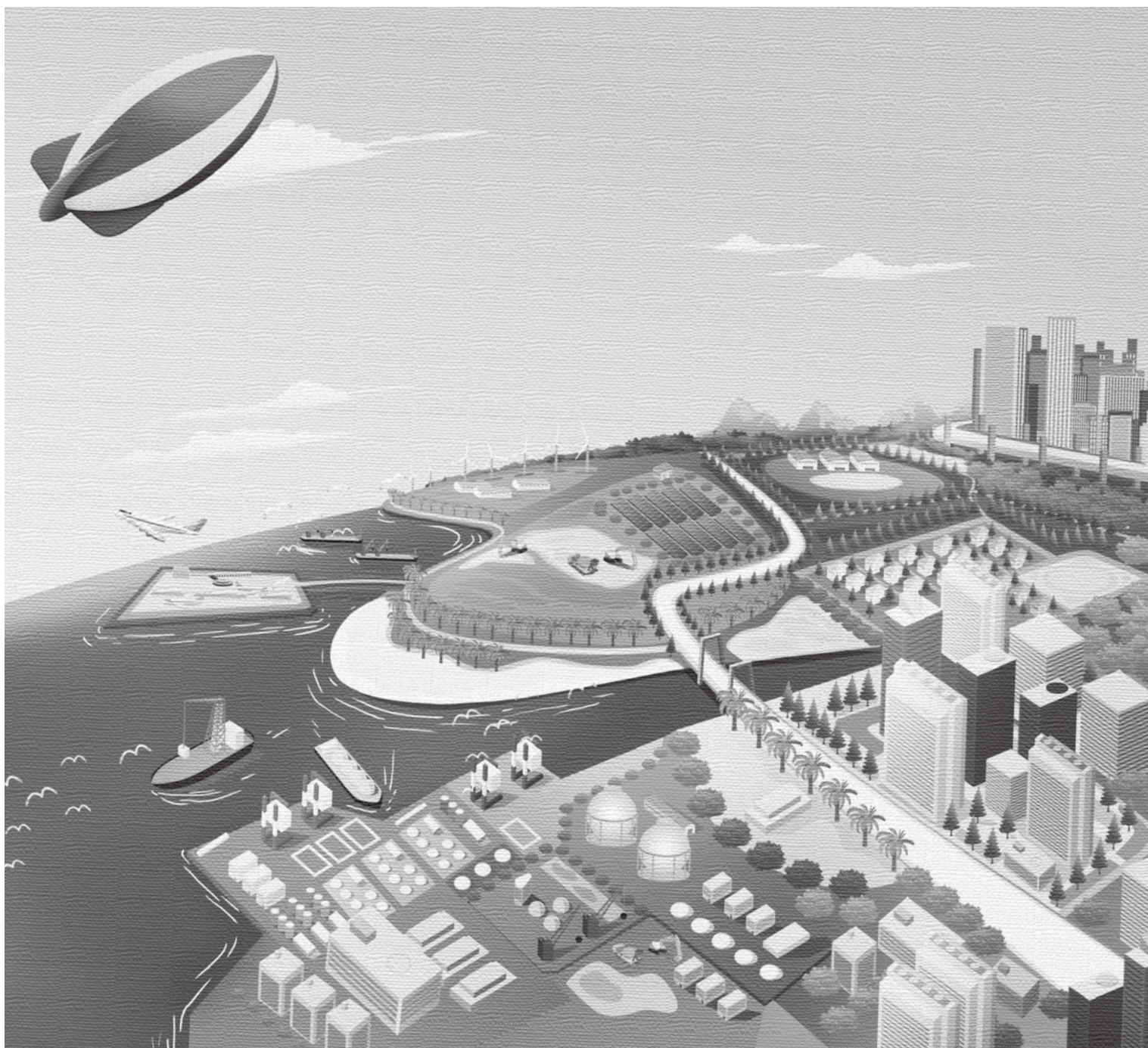
人と地球にあたたかな技術、 ハートテクノロジー。

海の息吹、大地の鼓動、そして都市の活気。

地球の自然と快適な生活の調和こそ、私たちの願いです。

人にあたたかな技術を追求し、夢を確かなカタチに育て、

感動の明日を築いていきます。



つころを刻む。



私たちの暮らしている社会は
少しずつ変化し、成長しています。
若築建設は、しっかりと今を見つめながら、
人のところを刻む企業として、
一步一步着実に歩み続けます。



豊かな未来へ 技術のメッセージ

若築建設

〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-23-18
TEL. 03-3492-0271
FAX. 03-3490-1019

NEWJEC
総合建設コンサルタント

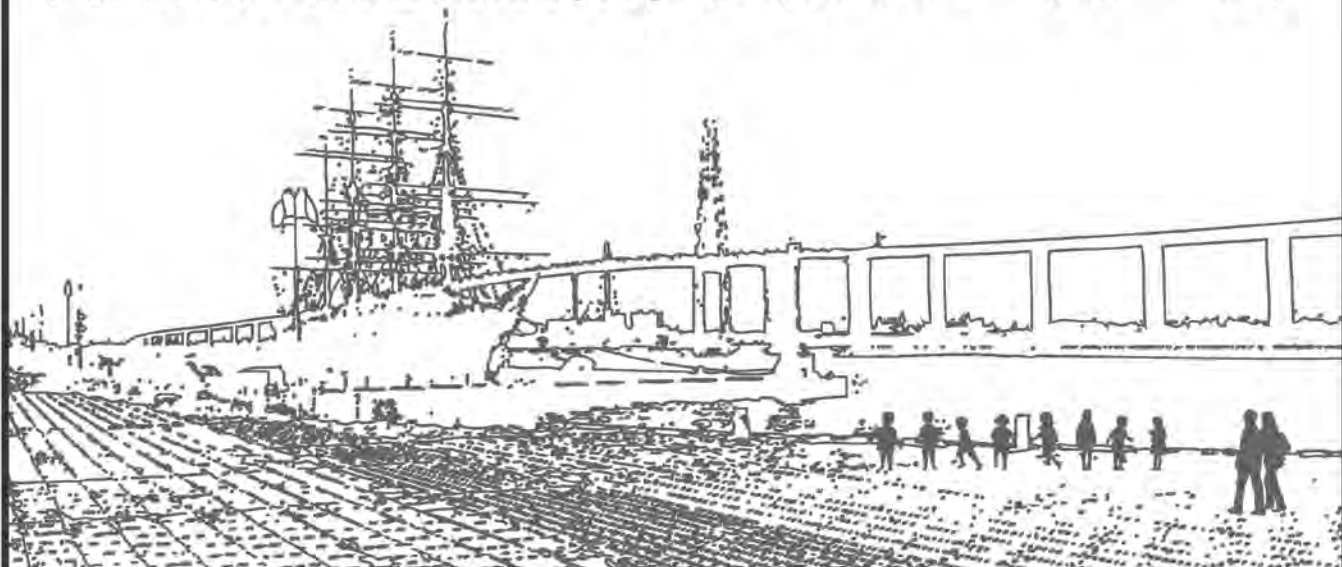
認証登録 ISO 9001
ISO 14001
ISO/IEC 27001

自然と人を技術で結ぶ。

株式会社 **ニュージェック**
<http://www.newjec.co.jp>

○大阪本社
大阪市北区本庄東2-3-20 TEL. 06-6374-4901
○東京本社
東京都江東区亀戸1-5-7 TEL. 03-5628-7201

私達は海と港と人の未来を考えるパートナーです



株式会社 日本港湾コンサルタント
Japan Port Consultants, Ltd.

本 社 〒141-0031 東京都品川区西五反田八丁目3番6号
<http://www.jpportc.co.jp>

未来は、つくりがいがある。

この街の未来をつくるために、本間組は考動^{こうどう}する。

地域の声に耳を澄まし、いま、できることを全てやる。

未来という形ないものと向き合いながら、

今日も、私たちは走り続けます。



本間組

HONMA

新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地3 TEL025-229-2511(代表)



海洋開発・港湾整備・防災設備・環境保護

様々なニーズに対応できるメーカー



クルーズ船対応の防舷材

■営業品目■ 各種防舷材、ケーソン目地材、透水性土木シート、高潮対策用防水扉等



シバタ工業株式会社

<http://www.sbt.co.jp/>

本社・工場 〒674-0082 兵庫県明石市魚住町中尾1058
東京支社 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-21 (JPRクレスト竹橋ビル8F)
神戸支社 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-10 (新和ビル5F)
支店・営業所 / 札幌・仙台・名古屋・福岡・長崎・沖縄

TEL.078-946-1515 FAX.078-946-0528
TEL.03-3292-3861 FAX.03-3292-3869
TEL.078-362-6030 FAX.078-362-6094

